

K220.3

24b





法科大學教授
法學博士 仁井田益太郎著

中等
教育
經濟大要

明治

43. 2. 17

丙寅

東京 水野書店發行

中等教育 經濟大要

凡例

一、本書ハ中學校、師範學校、商業學校、工業學校、又ハ農業學校等ニ於テ普通教育ノ一科トシテ經濟ノ大意ヲ授クルカ爲ニ編纂シタルモノトス。

一、本書ハ右ノ目的ニ出ツルカ故ニ平易ヲ主トシ解シ易キヲ採リ重キヲ理論ニ置カス。從テ亦之ヲ獨修ニ供スルノ便アリ。

一、本書ニ依リテ經濟科ヲ授クル者ハ適宜憲法第六章、會計法、整理公債條例、事業公債條例及ヒ其他ノ公債條例、大藏省證券條例、貨幣法及ヒ同附屬法令、兌換銀行券條例、銀行條例、日本銀行條例及ヒ其他ノ銀行ニ關スル條例、所得稅法、營業稅法、登錄稅

法酒造税法、印紙税法、醬油税則及ヒ其他ノ税法、民法、第六百六十七條以下數條、商法、第四十二條以下、第三百八十四條乃至第五百三十七條等ヲ參照スルヲ便トス。

中等教育
經濟大要目次

第一章	經濟ノ基礎觀念	一
第一節	欲望	一
第二節	財	三
第三節	價值	四
第四節	經濟	六
第二章	財ノ生産	九
第一節	生産ノ要素	一〇
第一款	自然	一一
第二款	勞働	一三
第三款	資本	一五

第四款	協力	二〇
第五款	人口増殖	二三
第六款	機械ノ使用	二五
第七款	技術ノ應用	二七
第八款	企業	二八
第九款	營業ノ自由及ヒ自由競争	三八
第三章	財ノ交換	四〇
第一節	價格及ヒ物價	四三
第二節	貨幣及ヒ本邦貨幣制度	四九
第三節	信用	六三
第四節	貿易	七七
第五節	外國爲替	八〇

第六節	交通	八五
第四章	財ノ分配	八七
第一節	地代	九〇
第二節	賃金	九三
第三節	利子	九八
第四節	利潤	一〇二
第五章	財ノ消費	一〇五
第六章	恐慌	一〇七
第七章	保險	一〇八
第八章	産業組合	一一一
第九章	國家ノ財政	一二三
第一節	歳出	一二五

第二節 歳入
第四節 國債

一二七
一二四

四

目次終

中等經濟大要

法科大學教授 仁井田益太郎 著

第一章 經濟ノ基礎觀念

第二節 欲望

欲望
欲望ノ類
自然的欲望
凡吾人カ其生存ヲ完フシ且ツ人生ノ目的ヲ達セントス
ルニ當リテハ種々ノ不足ヲ感スルモノトス。此不足ノ感
此不足ヲ充タサントスルノ念トハ之ヲ名ケテ欲望ト稱ス。
欲望ハ種々ノ標準ニ依リテ左ノ如ク之ヲ區別スルコトヲ
得ヘシ。

(一) 自然的欲望應分の欲望及ヒ奢侈的欲望。

應分的欲
望
奢侈的欲
望

自然的欲望トハ吾人ノ生存ニ缺クヘカラサルモノヲ得
ントスル欲望ヲ謂ヒ應分的欲望トハ吾人ノ社會上ノ地
位ニ相應スルモノヲ得ントスル欲望ヲ謂ヒ奢侈的欲望
トハ吾人ノ社會上ノ地位ニ不相應ナルモノヲ得ントス
ル欲望ヲ謂フ。

肉體的欲
望
精神的欲
望

(二)肉體的欲望及ヒ精神的欲望。
肉體的欲望トハ肉體ノ満足ヲ得ントスル欲望ヲ謂フ。例
ヘハ渴シテ水ヲ想ヒ飢エテ食ヲ望ミ寒クシテ暖ヲ欲ス
ルカ如キ是ナリ。精神的欲望トハ精神ノ満足ヲ得ントス
ル欲望ヲ謂フ。例ヘハ娛樂ヲ欲シ又ハ智識ヲ得ンコトヲ
望ムカ如キ是ナリ。

欲望ノ變
遷及ヒ増
進

吾人ノ欲望ハ時々變遷スルノミナラス文化ノ進歩ニ伴ヒ

財

財ノ種類

自由ノ財

テ漸次複雑ト爲リ且ツ高尙ニ趣クモノトス。吾人ハ野蠻時
代ニ在リテハ僅ニ身邊ヲ飾ル外寒暑飢渴ヲ凌クノミヲ以
テ満足シ敢テ他ヲ望マカリシト雖モ文明ノ世ニ至リテハ
衣食住ノ善美ヲ欲シ且ツ智識ヲ得ンコトヲ望ムカ如キ是
ナリ。

第二節 財

財若クハ財貨トハ吾人ノ欲望ヲ充タスニ適スルモノト認
メラルル外界ノ物ヲ謂フ。

財ハ左ノ如ク之ヲ區別スルコトヲ得ヘシ。

(一)自由ノ財。

自由ノ財トハ分量ニ限ナクシテ隨意ニ取得シ又ハ利用
スルコトヲ得ヘキ財ヲ謂フ。例ヘハ空氣、日光又ハ海洋ノ

經濟上ノ財

水等ノ如シ。

(二) 經濟上ノ財。

經濟上ノ財トハ分量ニ限アリテ隨意ニ取得シ又ハ利用スルコト能ハサル財ヲ謂フ。單ニ財ト謂フトキハ通常經濟上ノ財ヲ指スモノトス。爾後財ト謂ハハ經濟上ノ財ヲ指スモノト知ルヘシ。

第三節 價值

財ノ效用
財ノ價值
價值ノ種

財カ欲望ヲ充タスニ足ル其性質ハ即チ財ノ效用ナリ。所謂財ノ價值トハ吾人カ財ノ效用ヲ認ムルノ程度ヲ謂フ。故ニ財ハ效用ヲ有スルニ拘ラス吾人カ未タ之ヲ認識セサルトキハ全ク價值ヲ有セサルモノト謂フヘシ。
財ノ價值ハ左ノ如ク之ヲ區別スルコトヲ得ヘシ。

使用價值

(一) 使用價值。

使用價值若クハ利用價值トハ財カ直接ニ欲望ヲ充タスニ足ルモノト認メラルル程度ヲ謂フ。財ハ其性質上總テ使用價值ヲ有スルモノナリ。

使用價值ノ大小

使用價值ハ財ニ依リテ充タサルヘキ欲望ノ程度ニ依リテ定マルモノトス。例ヘハ食物ノ使用價值ハ饑者ニ取リテハ比較的ニ大ナルモ飽食者ニ取リテハ比較的ニ小ナルカ如シ。

交換價值

(二) 交換價值。

交換價值トハ財カ他ノ財ト交換セラルルコトヲ得ヘキカ爲ニ間接ニ欲望ヲ充タスニ足ルモノト認メラルル程度ヲ謂フ。故ニ財ハ他ノ財ト交換セラルルコトヲ得ヘキ

交換價值
ノ大小

性質ヲ有セサルトキハ決シテ交換價值ヲ有スルコト能ハサルナリ。而シテ財カスル性質ヲ有スルニハ社會ヨリ見テ使用價值ヲ有スルコトヲ必要トス。交換價值ハ交換ニ依リテ得ラルヘキ財ノ使用價值ノ大小ニ依リテ定マルモノトス。

第四節 經濟

經濟

經濟ノ主義

個人經濟
共同經濟

經濟トハ吾人カ財ヲ以テ其欲望ヲ充タサンカ爲ニ一定ノ計畫ニ從ヒテ爲ス連續的行爲ヲ謂フ。最少ノ勞費ヲ以テ最大ノ結果ヲ收メントスルハ經濟ノ主義ナリ。一個人ノ營ム經濟ハ之ヲ名ケテ個人經濟ト稱シ團體ノ營ム經濟ハ之ヲ名ケテ共同經濟ト稱ス。國家又ハ地方團體ノ如キ政治團體ノ營ム經濟ハ共同經濟ノ適例ナリ。個人經濟

國民經濟

國民經濟
發達ノ順序

漁獵時代

牧畜時代

及ヒ共同經濟ハ何レモ各箇獨立ノ經濟ナリトス。幾多ノ獨立セル經濟カ國民ヲ基礎トシ分業ト交換トニ依リ結合セラレテ一體ヲ爲スモノハ之ヲ名ケテ國民經濟若クハ社會經濟ト稱ス。

國民經濟ハ文化ノ進歩ニ伴フテ漸次發達セルモノトス。今其發達ノ順序ヲ左ニ説明セン。

(一) 漁獵時代。

此時代ニ於テハ人皆漁獵ヲ事トシ以テ欲望ヲ充タスノ方法ト爲セリ。是レ實ニ人類社會ノ最初ノ狀態ナリ。

(二) 牧畜時代。

此時代ニ於テハ人漸ク野獸ヲ馴養シ以テ欲望ヲ充タスノ一方法ト爲スニ至ル。然レトモ人皆水草ヲ追フテ移轉

農業時代

シ未タ一定ノ土地ニ居住スルコトナシ。

(三) 農業時代。

此時代ニ於テハ人何レモ一定ノ土地ニ居住スルニ至リ
漁獵、牧畜ニ加フルニ耕作ヲ以テシ玆ニ國民經濟發達ノ
基ヲ成セリ。

商業時代

(四) 商業時代。

此時代ニ於テハ工藝漸ク起リ且ツ分業ノ風ヲ生シ分業
ノ發達ニ伴フテ更ニ有無相交換スルノ必要起リ交換ノ
必要ニ應シテ商業玆ニ發達シ且ツ普ク貨幣ヲ使用スル
ニ至ル。國民經濟ノ發達ハ實ニ此時代以後ニ於テ之ヲ見
ルモノトス。

工業時代

(五) 工業時代。

此時代ニ於テハ工藝分業共ニ益發達シ機械ノ發明、學術
ノ應用盛ニ行ハレ蒸汽力、電氣力等ヲ各種ノ生産事業ニ
使用シ以テ大規模ノ製造ヲ爲スニ至ル。是レ即チ國民經
濟ノ進歩セル狀態ナリ。

第二章 財ノ生産

財ノ生産

財ノ生産トハ財ノ效用ヲ創造シ若クハ之ヲ増進スルヲ謂
フ。故ニ財ノ生産ハ物質ヲ造ルノ謂ニ非スシテ欲望ヲ充タ
スニ足ルヘキ財ノ性質ヲ造ルコトヲ指スモノト謂フヘシ。
凡ソ吾人ハ物質ヲ造ルコトヲ得ルモノニ非スシテ單ニ財
ノ斯ル性質ヲ造ルコトヲ得ルニ過キサルモノナリ。
生産ハ左ノ如ク之ヲ區別スルコトヲ得ヘシ。

原始生産

(一) 原始生産。

製造

自然物ヲ採取シ又ハ動植物ヲ養成スルモノ即チ是ナリ。
(二) 製造。

運輸

原料ニ加工シテ其形態ヲ變スルモノ即チ是ナリ。
(三) 運輸。

財ヲ他ノ場所ニ移轉シ以テ其價值ヲ増進スルモノ即チ是ナリ。

貿易

(四) 貿易若クハ商。

財ヲ需要ノ多キ場所又ハ時ニ配付シ以テ其價值ヲ増進スルモノ即チ是ナリ

第一節 生産ノ要素

生産ノ要素

生産ノ要素トハ生産ニ必要ナルモノヲ謂フ。生産ハ自然及ヒ労働ニ賴ルニ非スンハ決シテ之ヲ爲スコト能ハサルモ

自然

ノトス。自然及ヒ労働ヲ以テスルモ資本ヲ使用スルニ非スンハ亦以テ完全ニ生産ヲ爲スコト能ハサルモノナリ。漁獵ヲ爲スニモ器具ヲ必要トスルヲ見テ之ヲ知ルヲ得ン。故ニ自然、労働及ヒ資本ハ共ニ生産ノ要素ナリト謂フヘシ。

第一款 自然

自然トハ自然物及ヒ自然力ヲ謂フ。自然ハ直接ニ吾人ノ欲望ヲ充タスコトヲ得ヘキ財ヲ供スルノミナラス生産ニ必要ナル材料、場所及ヒ勢力ヲ供スルモノナリ。

土地

自然ノ中ニ就キ最も重要ナルモノヲ土地トス。土地ハ其幅員ニ限アルノミナラス農業ニ關スル其生産力ニハ一ノ制限アルモノトス。故ニ其生産力ノ制限ニ達スルマテハ労働及ヒ資本ヲ増加スル割合ニ應シテ收穫高ヲ増スモ既ニ其

報酬遞減
ノ法則

報酬遞減
ノ法則
妨礙

制限ニ達シタルトキハ勞働及ヒ資本ヲ増加スル割合ニ應
シテ收穫高ヲ増スコトナシ。之ヲ報酬遞減ノ法則ト稱ス。今
拾圓ノ資本ト拾人ノ勞働者トテ使用シテ或田ヲ耕シタル
ニ米貳拾俵ヲ得タリ。因リテ更ニ貳拾圓ノ資本及ヒ貳拾人
ノ勞働者ヲ使用シテ其田ヲ耕シタルニ米四拾俵ヲ得タリ。
然ルニ參拾圓ノ資本ト參拾人ノ勞働者トテ使用シテ其田
ヲ耕スニ至リテハ其割合ニ應シテ收穫ヲ増スコトナク漸
ク米五拾俵ヲ得タリトセハ是レ即チ土地ノ生産力遞減ノ
程度ニ達シタルモノナリ。
農業ニ關スル土地ノ生産力ニハ自ラ制限アリト雖モ農具、
肥料ノ改良又ハ技術ノ進歩等ニ依リテ多少其生産力ノ遞
減ヲ妨クルコトヲ得ルモノナリ。

勞働

勞働ノ種
類

自由勞働

強制勞働

第三款 勞働

勞働トハ吾人カ或結果ヲ得ンカ爲ニ肉體上又ハ精神上ノ
力ヲ發作スルヲ謂フ。

勞働ハ之ヲ左ノ如ク區別スルコトヲ得ヘシ。

(一) 自由勞働

自由勞働トハ勞働者カ自己ノ意思ニ從ヒテ勞働ヲ爲シ
且ツ其報酬ヲ受クルコトヲ得ルモノヲ謂フ。

(二) 強制勞働

強制勞働トハ勞働者カ他人ノ強制ヲ受ケテ勞働ヲ爲シ
且ツ其報酬ヲ受クルコトヲ得サルモノヲ謂フ。奴隸ハ強
制勞働者ノ適例ナリ。奴隸ノ制度ハ往時盛ニ行ハレタリ
シカ人道ニ悖ルコト大ナルノミナラス奴隸ノ勞働ハ其

勞働ノ成績

勞働ト文化

成績自由勞働者ノ勞働ニ及ハサルコト遠ク且ツ其監督
ヲ要スルコト大ナルノ不便アルヲ以テ遂ニ此制度ヲ廢
止スルニ至レリ。

勞働ノ成績ハ勞働能力ノ大小、勞働心ノ強弱及ヒ勞働ノ組
織ノ如何ニ依リテ定マルモノトス。勞働能力ハ勞働者ノ體
力及ヒ心力ノ強弱、其熟練ノ有無並ニ其性質ノ如何等ニ依
リテ定マリ、勞働心ノ強弱ハ勞働者ノ欲望ノ程度及ヒ強弱、
勞働者カ勞働ニ對スル報酬ヲ受クルノ有無及ヒ多少並ニ
勞働ヲ尊重スル風習ノ有無等ニ依リテ定マルモノトス。而
シテ勞働者カ多數協力シテ勞働ヲ爲スノ方法ハ即チ勞働
ノ組織ナリ。
勞働ハ生産ヲ助クルノミナラス吾人ノ身體及ヒ精神ノ發

達ヲ助ケ以テ文化ノ進歩ヲ促スノ效アルモノトス。

第三款 資本

資本

生産資本

營利資本

資本タル
ヲ得サル
モノ

資本トハ生産又ハ營利ノ爲ニ使用シ又ハ保存セラルル生
産物ヲ謂フ。生産ノ爲ニ使用シ又ハ保存セラルル生産物ハ
生産資本ニシテ營利ノ爲ニ使用シ又ハ保存セラルル生産
物ハ營利資本ナリ。生産ノ要素タルヘキ資本ハ獨リ生産資
本ニ限ルモノトス。然レトモ資本ハ之ヲ劃然生産資本及ヒ
營利資本ニ區別スルコトヲ得ルモノニ非ス。蓋シ營利資本
ニシテ同時ニ生産資本タルモノ尠カラサルノミナラス生
産資本ハ必ス同時ニ營利資本ナルヲ以テナリ。
資本ハ一ノ生産物ニシテ過去ノ生産ノ結果ニ外ナラサル
カ故ニ人ノ健康、智識又ハ性質等ハ資本ニ非ス。土地ハ生産

資本ト生
産物ノ用
方

資本タル
コトヲ得
ル物

ニ與リテ大ニ力アリト雖モ過去ノ生産ノ結果ニ非サルカ
故ニ亦資本ニ非サルナリ。唯土地ニ加ヘタル改良ノ結果ハ
資本タル性質ヲ有スルモノトス。又資本ハ生産又ハ營利ノ
爲ニ使用シ又ハ保存セラルル生産物ナルカ故ニ直接ニ欲
望ヲ充タスノ用ニ供セラルル生産物ハ資本ニ非サルナリ。
生産物カ資本タルト否トハ其本來ノ性質ニ依リ定マルモ
ノニ非スシテ其用方ニ依リ定マルモノナルカ故ニ同一ノ
生産物ニシテ資本タル場合ト然ラサル場合トアリト謂フ
ヘシ。例ヘハ麥ハ之ヲ種ニ供スルトキハ資本ナリト雖モ之
ヲ食料ニ供スルトキハ資本ニ非サルカ如シ。
資本タルコトヲ得ル物ハ概ネ左ノ如シ。

(一) 土地改良ノ結果。

資本ノ種
類
流動資本

- (二) 建造物。
 - (三) 船舶及ヒ車輛。
 - (四) 道具及ヒ機械。
 - (五) 原料。
 - (六) 家畜。
 - (七) 商品。
 - (八) 貨幣。
- 資本ハ左ノ如ク之ヲ區別スルコトヲ得ヘシ。

(一) 流動資本。

流動資本トハ生産又ハ營利ノ爲ニ一回使用セラルルニ
依リテ效用ノ全部ヲ失ヒ再ヒ使用スルコト能ハサルニ
至ルヘキ資本ヲ謂フ。例ヘハ工業ニ供スル各種ノ原料ノ

固定資本

如シ。

(二) 固定資本。

固定資本トハ生産又ハ營利ノ爲ニ數回使用スルコトヲ得ヘキ資本ヲ謂フ。例ヘハ工業用ノ建物、工場ニ据附ケタル機械又ハ鐵道等ノ如シ。

同一ノ生産物ハ資本トシテ之ヲ使用スル方法ノ如何ニ依リテ或ハ流動資本タルコトアリ或ハ固定資本タルコトアリ。例ヘハ家畜ハ之ヲ耕作ノ用ニ供スルトキハ固定資本ナリト雖モ之ヲ屠殺シテ食料品ノ製造ニ供スルトキハ流動資本ト爲ルカ如シ。又同一ノ生産物カ生産資本トシテハ固定資本ナルモ營利資本トシテハ流動資本ナルコトアリ。例ヘハ貨幣ハ生産資本トシテハ幾回モ其用ヲ爲スカ故ニ固

流動資本
及ヒ固定
資本ノ範流動資本
ト固定資
本トノ均
衡

資本ノ増

定資本ナルモ營利資本トシテハ一回ノミ其用ヲ爲スニ過キサルカ故ニ流動資本ナルカ如シ。

流動資本及ヒ固定資本ハ相待テ生産ヲ助クルモノトス。殊ニ固定資本ハ大規模ノ生産ヲ爲スニ缺クヘカラサルモノナリ。然レトモ流動資本及ヒ固定資本ハ互ニ平均ヲ得サルヘカラス。今若シ流動資本カ少キニ失スルトキハ固定資本ノ一部ハ其用ヲ爲ササルニ至ル。又固定資本カ少キニ失スルトキハ流動資本ノ一部ハ其用ヲ爲ササルニ至ルモノナリ。

資本ハ生産物ノ貯蓄ニ依ルニ非サレハ生セサルモノトス。故ニ資本ノ増加ハ生産及ヒ貯蓄ノ増進ニ伴フモノニシテ資本ヲ増加セントセハ先ツ生産及ヒ貯蓄ヲ獎勵セサルヘ

外資輸入	カラサルナリ。 一國ニ於ケル資本ノ増加速ナラスシテ往々其不足ヲ感スル時ニ當リ外國ノ資本ヲ輸入スルハ亦一國ノ資本ヲ潤澤ナラシムル一ノ便法ナリ。
資本ト文化	資本ノ増加ハ生産及ヒ貯蓄ノ増進ニ伴フモノナルカ故ニ毎ニ文化ノ進歩ニ伴フモノト謂ハサルヘカラス。然レトモ資本ノ増加ハ亦反對ニ文化ノ進歩ヲ促スモノトス。故ニ資本ノ増加ト文化ノ進歩トハ互ニ原因結果ヲ爲スモノト謂フヘシ。
協力 協力ノ種	第四款 協力 協力トハ多數ノ労働者カ共同シテ労働ヲ爲スヲ謂フ。 協力ハ左ノ如ク之ヲ區別スルコトヲ得ヘシ。

單純ノ協力	(一) 單純ノ協力。 單純ノ協力トハ多數ノ労働者カ部分ヲ分タスシテ同一ノ仕事ヲ爲スヲ謂フ。此協力ニ依ルトキハ一人ノ能クセサル仕事ヲ容易ニ成就スルノ便アリ。單純ノ協力ハ亦之ヲ單ニ協力ト名ク。
複雑ノ協力	(二) 複雑ノ協力。 複雑ノ協力トハ多數ノ労働者カ部分ヲ分チテ同一ノ仕事ヲ爲スヲ謂フ。複雑ノ協力ハ亦之ヲ分業ト名ク。労働的分業即チ是ナリ。
分業ノ利益	分業ノ利益ハ左ノ如シ。 (一) 時間ノ浪費ヲ省ク。 (二) 原料ノ浪費及ヒ道具又ハ機械ノ損傷ヲ減ス。

分業ノ弊

- (三) 労働者ノ熟練ヲ益ス。
 (四) 道具又ハ機械ノ發明及ヒ改良ヲ促ス。
 (五) 労働者ハ各自己ニ適スル仕事ヲ選フコトヲ得。
 分業ハ其弊害ナキニ非ス。即チ左ノ如シ。
- (一) 仕事ニ變化ナクシテ労働者ノ精神又ハ身體ノ動作ノ一方ニ偏スルカ爲メ其健康ヲ害シ甚シキニ至リテハ労働者ヲシテ不具者ト爲ルニ至ラシムル恐アリ。
- (二) 労働者ハ其技能一方ニ偏シ一度其業ヲ失フトキハ他ノ業ニ轉スルコト難ク爲ニ活路ヲ失フニ至ル恐アリ。
- (三) 小弱ナル労働者ト雖モ之ヲ用フルコトヲ得ルカ故ニ幼者又ハ婦女ノ使用行ハレ其身體ノ發達ヲ害シ又ハ其德義ヲ亂ルニ至ル恐アリ。

分業ノ要件

分業ハ左ノ要件アルニ非カレハ之ヲ實行スルコト能ハサルモノナリ。

- (一) 同一ノ仕事カ適當ニ分割セラレルヲ得ヘキコト。
 (二) 資本ノ充足スルコト。
 (三) 生産物ノ販路廣キコト。

第五款 人口増殖

人口増殖

人口ノ増殖ハ労働者ノ數ヲ増加シ其結果トシテ生産ノ増進ヲ來スニ至ルモノトス。唯人口増殖スルモ労働ニ從事スルコトヲ得ル者ノ數比較的ニ少キトキハ人口増殖ノ割合ニ應シテ労働者ノ數ヲ増加スルモノニ非サルナリ。故ニ労働者ノ數ヲ増加シテ生産ヲ増進セントモハ人口ノ増殖ヲ計ルヘキノミナラス労働ニ從事スルコトヲ得ヘキ者ノ數

マルサス
氏ノ人口
論

チ増加スルコトヲ努メサルヘカラサルヲ知ルヘシ。
右ニ述ヘタルカ如ク人口ノ増殖ハ國民經濟ト大ナル關係
ヲ有スルモノニシテ人口ノ増殖速ナル國ニ於テハ國民經
濟ノ進歩通常速ナルモ然ラサル國ニ於テハ其進歩通常遲
々タルカ故ニ往時歐洲諸國ニ於テハ孜孜トシテ人口増殖
ノ策ヲ講シタリ。然ルニマルサス氏ナル者人口増殖ノ理法
ト其結果トヲ説キテ此政策ヲ攻撃セリ。其ノ説ク所ニ曰ク
人口ノ増殖ハ甚タ速ニシテ二十五年ニ二倍ト爲ルモ食物
ノ増加ハ之ニ伴ハサルカ故ニ人口増殖ノ結果遂ニ食物ノ
缺乏ヲ來スニ至ルヘシト。然レトモ彼ノ天災、地變、飢饉、惡疫、
戰爭又ハ海外移住並ニ不健康ナル職業又ハ過度ノ勞働ヲ
促ス事情等ハ人口ヲ減少スルカ爲メ人口ハマルサス氏ノ

説クカ如ク急激ニ増殖スルモノニ非ス。故ニ人口ノ増殖ハ
毫モ憂フルニ足ラサルノミナラス却テ前述ノ如ク之ヲ獎
勵スルノ必要アルモノナリ。

第六款 機械ノ使用

機械トハ人ノ誘導スル自然力ニ依リテ運轉シ以テ吾人ノ
勞働ニ代リ又ハ之ヲ補フ物ヲ謂フ。機械ハ道具ト之ヲ區別
セサルヘカラス。道具トハ人力ニ依リテ運轉シ且ツ吾人ノ
手足ニ代ル物ヲ謂フ。

機械ノ特
質

機械ノ性質ハ左ノ如シ。

- (一) 人畜ハ間斷ナク動作スルコトヲ得スト雖モ機械ハ間
斷ナク動作スルコトヲ得ヘシ。
- (二) 人畜ノ動作ハ均一ナラス且ツ精確ナラスト雖モ機械

機械使用ノ利益

ノ動作ハ均一ニシテ且ツ精確ナリ。
機械使用ノ利益ハ左ノ如シ。

- (一) 生産額ヲ増加ス。
 - (二) 生産物ノ品質ヲ良好ナラシメ且ツ其品質及ヒ形狀ヲ均一ナラシム。
 - (三) 生産費ヲ減少ス。
 - (四) 物價ヲ低廉ナラシム。
 - (五) 大事業ノ成就ヲ容易ナラシム。
- 機械ノ使用ハ其弊害ナキニ非ス。即チ左ノ如シ。
- (一) 手工業者ノ職業ヲ奪フ。
 - (二) 大企業ノ勃興ヲ促シ以テ小企業ヲ倒ス。
 - (三) 労働者ナシテ過勞ノ弊ニ陷ラシム。

機械使用ノ弊

機械使用ノ要件

機械ハ左ノ要件アルニ非サレハ之ヲ使用スルコト能ハサルモノナリ。

- (一) 仕事ノ單純ナルコト。
- (二) 資本ノ充足スルコト。
- (三) 賃金ノ低廉ナラサルコト。
- (四) 生産物ノ販路廣キコト。

第七款 技術ノ應用

技術トハ吾人ノ理想ヲ成ルヘク完全ニ實現セシムルノ方法ヲ謂フ。

技術ハ必シモ經濟ノ主義ト一致スルモノニ非ス。蓋シ技術ハ吾人ノ理想ヲ成ルヘク完全ニ實現セシムルコトヲ唯一ノ目的トスルモノニシテ其目的ヲ達スルカ爲ニ要スル勞

技術ト經濟ノ主義

技術應用
ノ場合

費ノ多少ハ必シモ之ヲ問ハサルモノナリト雖モ經濟ノ主義ハ毎ニ最少ノ勞費ヲ以テ最大ノ結果ヲ得ントスルモノナルヲ以テナリ。故ニ技術ヲ經濟ニ應用スルコトヲ得ルハ其應用カ經濟ノ主義ト一致スル場合ナラサルヘカラス。從テ技術カ經濟ニ應用セラルルハ左ノ場合ノ外ニ出テサルモノト謂フヘシ。

- (一) 技術ノ應用カ原料ノ分量ヲ減少スルトキ。
- (二) 技術ノ應用カ原料ノ效用ヲ増進スルトキ。
- (三) 技術ノ應用カ生産ノ方法ヲ改善スルトキ。

第八款 企業

企業

企業トハ生産ノ要素ヲ結合シ自己ノ損益ニ於テ生産事業ヲ經營スルヲ謂フ。此意義ニ於ケル企業ハ自己ノ欲望ヲ充

狹義ノ企
業分業
ノ利企業ノ種
類

クスヘキ財ノ生産ヲ目的トスル企業ト他人ノ欲望ヲ充タスヘキ財ノ生産ヲ目的トスル企業トヲ包括スルモノトス。然レトモ狹義ニ於テ企業ト謂フトキハ他人ノ欲望ヲ充タスヘキ財ノ生産ヲ目的トスル企業ヲ指スモノナリ。爾後企業ト謂ハハ狹義ノ企業ヲ指スモノト知ルヘシ。

多數ノ企業家カ各自種類ノ異ル企業ニ從事スルハ亦之ヲ名ケテ分業ト稱ス。企業的分業即チ是ナリ。

分業ハ國民經濟ニ缺クヘカラサルノミナラス其利甚タ大ナリトス。蓋シ一人ノ企業家カ一切ノ財ヲ生産スルハ到底之ヲ望ムヘカラサルノミナラス分業アルニ非サレハ生産ノ増進及ヒ改良ハ得テ望ムヘカラサルヲ以テナリ。

企業ハ種々ノ標準ニ依リテ左ノ如ク之ヲ區別スルコトヲ

不完全企業
不完全企業

得ヘシ。

(一) 完全企業及ヒ不完全企業。
完全企業トハ世人ノ欲望ヲ豫想シテ生産ヲ爲スコトヲ
目的トスル企業ヲ謂フ。例ヘハ工業又ハ商業ノ如シ。又不
完全企業トハ他人ノ注文ヲ受ケテ生産ヲ爲スコトヲ目
的トスル企業ヲ謂フ。例ヘハ洋服店營業ノ如シ。
國民經濟ノ幼稚ナル時代ニ於テハ生産物ノ販路極メテ
狭少ナリシカハ企業家ハ通常注文ヲ受ケテ然ル後生産
ニ從事セサルヲ得サリキ。然レトモ國民經濟カ進歩シ交
通機關モ亦備ハルニ至リテハ生産物ノ販路自ラ擴張ス
ルカ故ニ企業家ハ必シモ注文ヲ待ツコトヲ要セス廣ク
世人ノ需要ニ應スルカ爲ニ豫メ生産ヲ爲スコトヲ得ヘ

企業ノ變遷

大企業
小企業

大企業ノ
特質
大企業ノ
利

シ。

(二) 大企業及ヒ小企業。

企業ノ範圍ノ大ナルモノヲ大企業トシ其範圍ノ小ナル
モノヲ小企業トス。

大企業ハ優勢ナル生産要素ヲ備フルモノトス。故ニ其利
甚タ大ナリ。即チ左ノ如シ。

- (イ) 生産額ヲ増加ス。
- (ロ) 生産費ヲ減少ス。
- (ハ) 物價ヲ低廉ナラシム。
- (ニ) 小企業ニ於テハ到底生産スルコト能ハサル財ヲ生
産スルノ便アリ。例ヘハ汽船ノ製造ハ大企業ニ依ラサ
ルヘカラサルカ如シ。

大企業ノ弊

大企業ハ亦其弊害ナキニ非ス。即チ左ノ如シ。

小企業ノ特質

- (イ) 屢生産過剰ノ結果ヲ生ス。
- (ロ) 市場獨占ノ傾向ヲ生ス。

小企業ニ在リテハ勞働ヲ以テ生産要素ノ主要ナルモノト爲シ且ツ企業家自ラ勞働ヲ爲スヲ通常トス。

小企業ノ利

小企業ノ利益ヲ舉クレハ左ノ如シ。

- (イ) 精巧品ヲ生産スルニ適ス。例ヘハ美術品ノ製作ハ小企業ニ依ラサルヘカラサルカ如シ。
- (ロ) 生産物ノ販路狹ク又ハ大資本若クハ完全ノ分業ヲ要セサル生産ニ適ス。

大企業ト小企業トノ關係

大企業ハ其利甚タ大ナルカ故ニ益發達スルノ傾向アリ。然レトモ小企業ハ前述ノ利ヲ有スルカ故ニ大企業ノ益

個人企業

發達スルニ拘ラス未タ全ク壓倒セラルルニ至ラサルナリ。

(三) 個人企業及ヒ共同企業。

個人企業ノ利害

個人企業トハ企業家カ單獨ニテ生産事業ヲ經營スルヲ謂フ。個人企業ニ在リテハ企業ノ損益ハ總テ一人ノ企業家ニ歸スルモノトス。

個人企業ノ利害ハ左ノ如シ。

- (イ) 企業家ノ責任大ナルカ爲メ其勤勉ヲ促ス。
- (ロ) 臨機應變ノ處置ヲ施シ且ツ自由ニ事業ヲ伸縮スルノ便アリ。
- (ハ) 生産要素ノ分量ノ少ナルカ爲メ大企業ヲ營ムニ適セス。

共同企業

(ニ) 企業家ノ責任大ナルカ爲メ危険ノ大ナル企業ニ適
セズ。
(ホ) 企業家ノ一身上ノ事情ニ依リテ事業ノ衰退ヲ來ス
恐アリ。

共同企業
ノ人々

共同企業トハ二人以上ノ企業家カ結合シテ生産事業ヲ
經營スルヲ謂フ。共同企業ニ在リテハ企業ノ損益ハ數人
ノ企業家ノ間ニ分配セラルルモノトス。

共同企業
ノ利害

共同企業ノ利害ハ左ノ如シ。

(イ) 大企業又ハ危険ノ大ナル企業ニ適ス。
(ロ) 企業家ノ一身上ノ事情ニ依リテ事業ノ盛衰ヲ來ス
恐少シ。

(ハ) 臨機應變ノ處置ヲ施シ且ツ自由ニ事業ヲ伸縮スル

商事會社

シ便少シ。

企業家カ共同企業ヲ營ムカ爲ニ結合スル形式ノ中ニ就
キ最モ重要ナルモノヲ商事會社トス。商事會社ノ種類ハ
左ノ如シ。

合名會社

(イ) 合名會社。

合名會社トハ無限責任社員ヲ以テ組織スル商事會社
ヲ謂フ。

合資會社

(ロ) 合資會社。

合資會社トハ無限責任社員ト有限責任社員トヲ以テ
組織スル商事會社ヲ謂フ。

株式會社

(ハ) 株式會社。

株式會社トハ株主ヲ以テ組織スル商事會社ヲ謂フ。株

株式合資
會社

企業家ノ
同盟

トラスト

主ノ責任ハ株式ノ金額ヲ限度トスルモノナリ。
(二) 株式合資會社。

株式合資會社トハ株主ト無限責任社員トヲ以テ組織
スル商事會社ヲ謂フ。

多數ノ同種企業家ハ企業ノ利益ヲ完カラシメンカ爲ニ同
盟ヲ爲スコトアリ。其同盟ノ形式ニ二種アリ。即チ左ノ如シ。

(一) トラスト。

トラストトハ市場ヲ獨占スルコトヲ目的トスル同種企
業家ノ合同ヲ謂フ。トラストハ北米合衆國ニ於テ起リタ
ルモノニシテ自由競争ノ弊害ヲ減少シ且ツ大企業ノ利
益ヲ完カラシムル等ノ利益アリト雖モ實際營業自由ノ
範圍ヲ制限シ且ツ物價ヲ騰貴セシムル等ノ不利益アル

シンヂケ
イト

カ故ニ法律ヲ以テ之ヲ禁止スルノ傾向ヲ生スルニ至レ
リ。

(二) シンヂケイト。

シンヂケイトニハ種々ノ意義アルモノトス。或ハ相互ノ
競争ヲ避クルカ爲ニ或點ニ關シテ各自ノ經濟的行爲ヲ
制限スルコトヲ目的トスル同種企業家ノ聯合ヲシンヂ
ケイトト謂フコトアリ。生産額、販路又ハ賣價ノ制限ヲ目
的トスル同種企業家ノ同盟ノ如キハ此ノ意義ニ於ケル
シンヂケイトノ適例ナリ。或ハ公債、債券又ハ株式ノ引受
又ハ其保證ヲ爲スカ爲ニ組織スル資本家ノ組合ヲシン
ヂケイトト謂フコトアリ。或ハ共同シテ事業ヲ引受クル
カ爲ニ組織スル企業家ノ組合ヲシンヂケイトト謂フコ

企業ノ利

トアリ。

企業ハ國民經濟ニ利益ヲ及ホスコト甚ク大ナリ。即チ左ノ如シ。

- (一) 生産ノ各要素ヲ生産ノ目的ニ供シ以テ其利用ヲ完ウス。
- (二) 生産費ヲ減シ以テ物價ノ低廉ヲ來ス。
- (三) 完全企業ニ在リテハ世人ノ欲望ヲ豫想シテ生産ヲ爲スカ故ニ需要供給ノ不平均ヲ防止シ以テ物價高低ノ度ヲ減少ス。

第九款 營業ノ自由及ヒ自由競爭

營業ノ自由

營業ノ自由トハ營業ニ何等ノ制限ヲ加ヘサルヲ謂フ。往時ニ在リテハ國家ハ營業ノ自由ヲ制限シタルコト尠カラス

自由競爭
ノ利

ト雖モ現今ニ於テハ國家ハ一般ニ營業ノ自由ヲ認め唯公共ノ利益ヲ害スルノ虞アル場合ニ於テノミ之ヲ制限セリ。』營業ノ自由ハ概ネ左ノ事項ヲ包含ス。

- (一) 隨意ニ營業ノ種類ヲ選擇スルヲ得ルコト。
- (二) 隨意ニ營業ノ場所及ヒ時ヲ選擇スルヲ得ルコト。
- (三) 同時ニ數多ノ營業ニ從事スルヲ得ルコト。

營業ノ自由存在スルトキハ人皆利益ノ多キ營業ニ集リ以テ自由競爭ヲ惹起スニ至ル。營業者間ニ於ケル自由競爭ノ利ハ左ノ如シ。

- (一) 各生産者ヲ適當ニ各種ノ生産事業ニ分配ス。
- (二) 地代、利子、賃金及ヒ利潤ノ不平均ヲ防止ス。
- (三) 勤勉ヲ獎勵シ生産上ノ發明及ヒ改良ヲ促ス。

(四) 需要供給ノ不平均ヲ防止ス。

第三章 財ノ交換

財ノ交換

財ノ交換トハ或財ヲ他人ニ授與シ其報酬トシテ更ニ他ノ財ヲ受取ルヲ謂フ。

交換ノ要件

財ノ交換ハ其交換ヲ爲サントスル者カ交換セラルヘキ財ノ價值ヲ認ムルコト各異ル場合ニ於テノミ成立スルモノトス。例ヘハ甲者ト乙者トカ衣服ト食物トヲ交換スルハ甲者カ衣服ノ價值ヲ認ムルコト食物ノ價值ヲ認ムルニ比シテ小ナルニ拘ラス乙者カ衣服ノ價值ヲ認ムルコト食物ノ價值ヲ認ムルニ比シテ大ナルカ爲ナルカ如シ。

交換ノ目的

右ニ述ヘタル所ニ依レハ財ノ交換ノ目的ハ自己ニ必要ノ少キ財ヲ他人ニ授與シテ自己ニ必要ノ多キ財ヲ受取ルニ

交換ノ必要及ヒ發達

販路市場

交換ノ種類

直接交換

在リト知ルヘシ。

國民經濟ノ幼稚ナル時代ニ於テハ分業未タ盛ナラスシテ財ノ交換モ亦未タ頻繁ナラサリシト雖モ國民經濟ノ進歩セル時代ニ於テハ分業益發達シ各自種類ノ異ル生産事業ニ従事スルヲ常トスルカ故ニ互ニ財ヲ交換スルノ必要極メテ大ニシテ其交換ノ頻繁ヲ來スニ至ルモノトス。

財ノ交換ノ行ハルル範圍ハ之ヲ名ケテ販路若クハ市場ト稱ス。然レトモ財ヲ交換セントスル者カ其目的ヲ達スルカ爲ニ定時集合スル場所ハ亦之ヲ市場ト名ク。株式取引所又ハ魚市場ノ如キハ此意義ニ於ケル市場ナリト知ルヘシ。財ノ交換ハ左ノ如ク之ヲ區別スルコトヲ得ヘシ。

(一) 直接交換

間接交換

直接交換ハ亦之ヲ名ケテ現物交換ト稱シ交換者カ直接ニ其欲望ヲ充タスヘキ財ヲ互ニ交換スルヲ謂フ。故ニ直接交換ハ物々交換ニ外ナラサルナリ。

(二) 間接交換

間接交換トハ財ト貨幣トヲ交換スルヲ謂フ。凡ソ吾人カ或財ト直接ニ其欲望ヲ充タスヘキ他ノ財トヲ交換セントスルモ之ニ應スル者ヲ見出スハ必シモ容易ナラス。假令幸ニ之ヲ見出スモ互ニ交換セントスル財ノ數量ハ亦必シモ一致スルモノニ非サルナリ。故ニ吾人ハ容易ニ他ノ財ト交換スルコトヲ得ヘキ貨幣ト或財トヲ先ツ交換シ之ニ依リテ得タル貨幣ト直接ニ其欲望ヲ充タスヘキ財トヲ更ニ交換スルヲ常トス。故ニ財ノ交換ハ通常間接

財ノ價格

交換ニシテ貨幣ノ媒介ニ依リテ實行セラルルモノト謂フヘシ。間接交換ハ即チ賣買ニ外ナラサルナリ。

第一節 價格及ヒ物價

交換ニ依リ或財ノ一定量ニ對シテ取得スルコトヲ得ヘキ他ノ財ノ一定量ハ之ヲ名ケテ其財ノ價格ト稱ス。故ニ財ノ價格ハ或財ト他ノ財トカ互ニ交換セラルヘキ割合即チ其交換ノ比例ナリト謂フヘシ。從テ或財ノ價格ノ騰貴ハ即チ他ノ財ノ價格ノ下落ニシテ或財ノ價格ノ下落ハ即チ他ノ財ノ價格ノ騰貴ニ外ナラサルナリ。果シテ然ラハ一切ノ財ノ價格カ同時ニ高低スルハ決シテ之ヲ見ルコト能ハスト知ルヘシ。

物價

物價ハ財ノ價格ノ一種ナリ。所謂物價トハ交換ニ依リ或財

市價
相場
代價
金價

物價ノ一
般ノ騰貴
及ヒ下落

ノ一定量ニ對シテ取得スルコトヲ得ヘキ貨幣ノ一定量ヲ謂フ。故ニ物價ハ財ト貨幣トカ互ニ交換セラルヘキ割合即チ其交換ノ比例ニ外ナラサルナリ。果シテ然ラハ貨幣ニ對スル財ノ價格ハ是レ即チ物價ナリト謂フヘシ。

物價ハ亦之ヲ名ケテ市價若クハ相場ト稱ス。代價若クハ代金ハ物價ト異ル。所謂代價若クハ代金トハ或場合ニ於テ交換ニ依リ實際授受セラルル貨幣ノ數額ヲ指スモノトス。然レトモ代價ハ之ヲ物價ト同一ノ意義ニ解スル者ヲキニ非サルナリ。

物價ハ貨幣ニ對スル財ノ價格ナルカ故ニ一般ニ物價カ騰貴スルトキハ是レ即チ貨幣ノ價格ノ下落セルモノト謂フヘク又一一般ニ物價カ下落スルトキハ是レ即チ貨幣ノ價格

物價ヲ支
配スル事
情

財ノ需要
ヲ支配ス
ル事情

ノ騰貴セルモノト謂フヘシ。

物價ハ財ノ需要ト其供給トノ平均ニ依リテ定マルモノトス。所謂財ノ需要トハ人カ或數量ノ貨幣ヲ拂フテ買ハント欲スル財ノ數量ヲ謂ヒ財ノ供給トハ人カ或數量ノ貨幣ヲ得テ賣ラント欲スル財ノ數量ヲ謂フ。而シテ財ノ需要ノ増加又ハ其供給ノ減少ハ物價ノ騰貴ヲ來シ財ノ需要ノ減少又ハ其供給ノ増加ハ物價ノ下落ヲ來スモノナリ。是ト反對ニ物價ノ騰貴ハ財ノ需要ノ減少及ヒ其供給ノ増加ヲ來シ物價ノ下落ハ財ノ需要ノ増加及ヒ其供給ノ減少ヲ來スモノトス。故ニ財ノ需要供給ノ増減ト物價ノ高低トハ互ニ原因結果ヲ爲スモノト謂フヘシ。

財ノ需要ハ左ノ事情ニ依リテ定マルモノトス。

財ノ供給
ヲ支配ス
ル事情

物價高低
ノ中心

(一) 買手カ財ニ認ムル價值ノ大小。
(二) 買手ノ購買力ノ大小。
(三) 買手ノ競争ノ強弱。
財ノ供給ハ左ノ事情ニ依リテ定マルモノトス。
(一) 賣手カ貨幣ニ認ムル價值ノ大小。
(二) 財ノ生産費ノ多少。
(三) 賣手ノ競争ノ強弱。
物價ハ財ノ需要供給ノ増減ニ依リテ高低スルコト前述ノ如シト雖モ毎ニ生産費及ヒ企業家ノ普通ノ利益ヲ合算シタル額ト平均ヲ得ントスル傾向アルモノトス。故ニ物價ハ此額ヲ中心トシテ高低スルモノト謂フヘシ。今若シ財ノ需要増加シ物價騰貴シテ生産費及ヒ企業家ノ普通ノ利益ヲ

合算シタル額ヲ超ユルトキハ企業家ハ利益ノ多キヲ見テ生産額ヲ増スガ故ニ財ノ供給増加シ物價ハ再ヒ下落シテ生産費及ヒ企業家ノ普通ノ利益ヲ合算シタル額ト一致スルニ至ル。之ニ反シテ財ノ供給増加シ物價下落シテ生産費及ヒ企業家ノ普通ノ利益ヲ合算シタル額ヨリ下ルトキハ企業家ハ生産額ヲ減スルカ故ニ財ノ供給減少シ物價ハ再ヒ騰貴シテ生産費及ヒ企業家ノ普通ノ利益ヲ合算シタル額ト一致スルニ至ルモノトス。是レ物價ハ生産費及ヒ企業家ノ普通ノ利益ヲ合算シタル額ヲ中心トシテ高低スト謂フ所以ナリ。然レトモ此原則ニハ一ノ例外アリ。即チ供給ニ自然又ハ人爲ノ制限アル財(例ヘハ古人ノ書畫又ハ專賣品ノ如シ)ニ至リテハ物價ノ高低ハ生産費及ヒ企業家ノ普通

財ノ需要
供給ニ依
リテ定マ
ラサル物
價

物價變動
ノ弊

ノ利益ヲ合算シタル額ニ依リ何等ノ影響ヲ受クルモノニ
非サルナリ。
物價ハ財ノ需要、供給ノ關係ニ依リテ支配セラルルモノナ
リト雖モ政府カ權力ヲ以テ物價ヲ一定シタル場合ニ於テ
ハ物價ハ財ノ需要、供給ノ關係ニ依リテ支配セラルルコト
ナシ。

物價ノ高低著シク且ツ其變動常ナキトキハ個人經濟及ヒ
國民經濟ニ不利益ヲ及ホスコト少カラス。今若シ他人ニ貨
幣ヲ貸與シタル者又ハ賣主カ物價ノ一般ニ騰貴スルニ當
リテ辨濟ヲ受クレハ不當ニ損失ヲ被リ物價ノ一般ニ下落
スルニ當リテ辨濟ヲ受クレハ不當ニ利益ヲ受クルニ至ル。
又企業家カ物價ノ漸次騰貴スルニ依リテ多クノ利益ヲ得

ヲ得ルトキハ爭フテ事業ヲ擴張シ遂ニ生産ノ過剩ヲ生シ
テ恐慌ヲ惹起スニ至ルヘシ。是レ何レモ其一例ナリ。

第二節 貨幣及ヒ本邦貨幣制度

貨幣
貨幣ノ職
分

貨幣トハ財ノ交換ノ媒介物及ヒ其價格ノ尺度トシテ一般
ニ使用セラルル物ヲ謂フ。故ニ貨幣ノ職分ハ左ノ如シト知
ルヘシ。

交換ノ媒
介物

(一) 財ノ交換ノ媒介物タルコト。
貨幣カ財ノ交換ノ媒介物タルハ間接交換ニ關スル説明
ヲ見テ之ヲ知ルヘシ。

價格ノ尺
度

(二) 財ノ價格ノ尺度タルコト。
今貨幣ニ對スル或財ノ價格ヲ明ニシ尙ホ貨幣ニ對スル
他ノ財ノ價格ヲ明ニスルトキハ以テ各種ノ財ノ間ニ於

貨幣ノ附
隨的職分

無償ノ支
拂ニ供セ
ラルハコ

價值ノ貯
藏物

ケル交換ノ比例タル價格ヲ測定スルコトヲ得ヘシ。之ヲ要スルニ財ノ價格ハ貨幣ニ問フテ之ヲ知ルコトヲ得ルモノナリ。例ヘハ米一石ハ金拾圓ニシテ酒一斗モ亦金拾圓ナリトセハ米一石ハ之ヲ酒一斗ト交換スルニ足ルヘキコトヲ明ニスルヲ得ルカ如シ。是レ即チ貨幣カ價格ノ尺度ナリト謂フ所以ナリ。

貨幣ハ本來前述ノ職分ヲ有スルモノナリト雖モ尙ホ左ノ附隨ノ職分ヲ有スルモノトス。

- (一) 無償ノ支拂ニ供セラルルコト。
貨幣ハ價值ヲ有スルモノナルカ故ニ租稅、贈與又ハ損害賠償ノ如キ無償ノ支拂ニモ供セラルルモノトス。
- (二) 財ノ價值ノ貯藏物タルコト。

貨幣ニ必
要ナル性
質

貨幣ハ容易ニ他ノ財ト交換セラルルコトヲ得ルモノナルカ故ニ或財ヲ貨幣ニ換ヘテ之ヲ貯フルトキハ更ニ貨幣ニ換ヘテ其財ヲ取得スルコトヲ得ヘシ。是レ貨幣カ財ノ價值ノ貯藏物ナリト謂フ所以ナリ。

貨幣タルニ適スル物ハ左ノ性質ヲ具備セサルヘカラス。

- (一) 價值ヲ有スルコト。
貨幣ハ價值ヲ有スル他ノ財ト交換セラルヘキモノナルカ故ニ自ラ價值ヲ有スル物ナラサルヘカラス。
- (二) 携帯、貯藏ニ便ナルコト。
貨幣ハ交換ヲ媒介シ且ツ價值ヲ貯藏スヘキモノナルカ故ニ携帯、貯藏ニ便ナル物ナラサルヘカラス。
- (三) 毀滅セサルコト。

貨幣ハ交換ノ媒介物トシテ絶ヘス流通スヘキノミナラス財ノ價值ヲ貯藏スヘキモノナルカ故ニ毀滅セサル物ナラサルヘカラス。

(四) 分割ニ依リテ價值ヲ損セサルコト。

貨幣ハ交換ノ媒介物ニシテ且ツ無償ノ支拂ニ供セラルヘキモノナルカ故ニ交換又ハ支拂ノ高ニ應シテ分割スルモ價值ヲ損セサル物ナラサルヘカラス。

(五) 品質ノ一樣ナルコト。

貨幣ハ交換ノ媒介物ニシテ且ツ價格ノ尺度ナルカ故ニ品質ニ優劣ナクシテ分量同シケレハ價值モ亦同シキ物ナラサルヘカラス。

(六) 認識シ易キコト。

金銀

古代ノ貨幣

貨幣ハ交換ノ媒介物トシテ絶ヘス流通スヘキモノナルカ故ニ色澤、重量又ハ音響等ニ依リテ容易ニ眞僞ヲ區別スルコトヲ得ル物ナラサルヘカラス。

(七) 價格ノ變動少キコト。

貨幣ハ交換ヲ媒介シ且ツ價格ヲ測定スヘキモノナルカ故ニ價格ノ變動少キ物ナラサルヘカラス。

貨幣タルニ必要ナル性質ヲ悉ク具備スル物ハ金屬就中貴金屬タル金銀トス。

未開ノ時代ニ於テハ貝、獸皮、家畜又ハ穀物等ヲ貨幣トシテ使用セリ。然レトモ此等ノ物ハ貨幣ニ必要ナル性質ヲ悉ク具備セサルカ故ニ文化進ミ採鑛ノ術發達スルニ從ヒ金屬ヲ以テ之ニ代フルニ至レリ。而シテ現今ニ於テハ金屬ヲ以

價格ノ單位

圓

貨幣ノ鑄造

貨幣鑄造ノ權

テ貨幣ト爲ササル國之ナキナリ。

金屬ヲ貨幣ト爲スニハ計算ノ必要上其一定ノ量目ニ一ノ名稱ヲ附シ之ヲ以テ價格ノ單位ト爲ササルヘカラス。我國ニ於テハ純金ノ量目二分ヲ以テ價格ノ單位ト爲シ之ヲ圓ト名ケタリ。

金屬ヲ貨幣ト爲スニ當リ之ヲ鑄造シテ一定ノ量目ト形狀トヲ有セシムルトキハ貨幣ノ計算及ヒ授受ノ際ニ於ケル便利甚ク大ナリ。故ニ現今諸國ニ於テハ金屬ヲ以テ通常貨幣ヲ鑄造セリ。

貨幣ヲ鑄造スル權ハ現今諸國ニ於テ政府ノ專有ニ屬スルモノトス。然レトモ一私人ハ金地金ヲ納付スルトキハ本位貨幣ノ鑄造ヲ請求スルコトヲ得ヘシ。我國ニ於テモ亦然リ。

貨幣ノ純分
貨幣ノ品位
貨幣鑄造ノ原則

強制通用ノ效力

貴金屬タル金銀ヲ以テ貨幣ヲ鑄造スルニ當リテハ之ニ他ノ金屬ヲ混和シテ貨幣ニ一定ノ硬度ヲ與フルモノトス。貨幣ノ含有スル貴金屬ノ分量ハ之ヲ貨幣ノ純分ト名ク。所謂貨幣ノ品位トハ其純分ノ割合ヲ指スモノナリ。

貨幣ノ鑄造ニ關スル原則ニ四アリ。即チ左ノ如シ。

- (一) 貨幣ノ偽造及ヒ變造ヲ難カラシムルコト。
- (二) 貨幣ノ量目ヲ削取ルコトヲ難カラシムルコト。
- (三) 貨幣磨減ノ度ヲ少カラシムルコト。
- (四) 意匠ヲ巧ニシテ貨幣ヲ裝飾スルコト。

現今諸國ニ於テハ政府ノ鑄造スル貨幣ニ強制通用ノ效力ヲ附セリ。我國ニ於テモ亦然リ。貨幣ノ強制通用ノ效力トハ當事者カ別段ノ定ヲ爲ササル限ハ其受取ヲ拒ムコトヲ得

法貨

本位貨幣
補助貨幣

サラシヤルヲ謂フ。斯ル效力ヲ有スル貨幣ハ即チ法貨ナリ。』
法貨ニ二種アリ。本位貨幣及ヒ補助貨幣是ナリ。本位貨幣ト
ハ無制限ニ強制通用ノ效力ヲ有スル貨幣ヲ謂ヒ補助貨幣
トハ一定ノ制限内ニ於テノミ強制通用ノ效力ヲ有スル貨
幣ヲ謂フ。本位貨幣ハ其價格大ニシテ少額ノ取引ニ不便ナ
ルモノトス。是レ即チ補助貨幣ヲ設クル所以ナリ。

單本位制

複本位制

金貨又ハ銀貨ノミヲ本位貨幣トスル制度ハ單本位制ニシ
テ金貨及ヒ銀貨ヲ本位貨幣トスル制度ハ複本位制ナリ。現
今銀貨ノ下落ハ激シキカ爲メ銀地金ヲ納付シテ自由ニ銀
貨ノ鑄造ヲ政府ニ請求スルコトヲ許ストキハ銀貨ノミ獨
リ流通シ金貨ハ其跡ヲ絶ツニ至ルヘキカ故ニ現今複本位
制ヲ採用スル諸國ハ皆之ヲ許ササルナリ。從テ現今複本位

本邦ノ貨
幣制度補助貨幣
ノ實價

制ノ完全ナルモノハ之ナシト知ルヘシ。

我國ニ於テハ明治ノ初年金貨ヲ以テ本位貨幣ト爲シタル
モ明治十一年壹圓銀貨ノ通用ヲ許シタルカ爲メ我國ノ貨
幣制度ハ變シテ複本位制ト爲レリ。然ルニ其前ヨリ引續キ
不換紙幣ヲ發行シタルカ爲メ之カ結果トシテ金貨及ヒ銀
貨ハ遂ニ其跡ヲ絶ツニ至レリ。後兌換制度ヲ確立シ明治三
十年ニ至リ更ニ金貨ノミヲ以テ本位貨幣ト爲セリ。

補助貨幣ノ含有スル金屬ノ價格ハ其額面ノ價格ヨリ之ヲ
少カラシムルモノトス。是レ蓋シ此二種ノ價格ナシテ互ニ
一致セシムルトキハ補助貨幣ノ形狀大ニ過キテ取引ニ不
便ナルノミナラス國際貸借ヲ決濟スルカ爲メ補助貨幣ヲ
外國ニ輸出シ又ハ地金ノ騰貴スル毎ニ之ヲ鑄潰シ以テ補

我國ノ補助貨幣

グレシヤムノ法則

助貨幣ノ缺乏ヲ來スニ至ルヘキヲ以テナリ。
我國ニ於ケル補助貨幣ニ數種アリ。銀貨、白銅貨及ヒ青銅貨是ナリ。

良貨幣ト惡貨幣トカ同時ニ存在スルトキハ良貨幣ハ惡貨幣ノ爲ニ驅逐セラレ遂ニ其跡ヲ絶ツニ至ルモノトス。蓋シ此場合ニ於テハ惡貨幣モ亦良貨幣ト同シク通用スルコトヲ得ヘキカ故ニ人皆惡貨幣ノミヲ使用シ良貨幣ハ之ヲ貯藏シ若クハ鑄潰シ又ハ之ヲ外國ニ輸出スルニ至ルヘキヲ以テナリ。是レ即チ所謂グレシヤムノ法則ナリ。
貨幣ノ代用トシテ之ト一樣ニ流通スル證券ヲ紙幣トス。貨幣ハ紙幣ニ對シテ之ヲ正貨ト名ク。正貨及ヒ紙幣ハ之ヲ總括シテ通貨ト稱ス。

紙幣

通貨

紙幣ノ發行

紙幣ノ利

紙幣ノ弊

紙幣ハ政府自ラ之ヲ發行スルコトアリ又ハ銀行ヲシテ之ヲ發行セシムルコトアリ。現今我國ニ於テハ政府ノ發行ニ係ル紙幣之ナキナリ。

紙幣ハ其利極メテ大ナリ。即チ左ノ如シ。

- (一) 正貨ニ對スル需要ヲ減少ス。
 - (二) 正貨ノ貯藏及ヒ輸送ノ費用ヲ減シ且ツ其磨滅ヲ防ク。
 - (三) 發行ノ容易ナルト其費用ノ少キトニ依リ通貨ニ對スル需要ニ應シテ自在ニ發行額ヲ伸縮スルコトヲ得。
- 紙幣ニ伴フ弊害ハ左ノ如シ。

- (一) 損傷シ易シ。
- (二) 偽造又ハ變造ノ利益甚タ大ナルカ爲メ偽造又ハ變造ヲ誘致スルノ危險甚タ大ナリ。

(三) 濫發シ易キカ故ニ屢通貨ノ膨脹ヲ來シ爲ニ物價騰貴ノ結果ヲ生シテ廉價ナル外國品ノ輸入ヲ増進シ正貨ヲシテ外國ニ流出セシムル恐アリ。

紙幣ノ種

紙幣ハ左ノ如ク之ヲ區別スルコトヲ得ヘシ。

兌換紙幣

(一) 兌換紙幣。

兌換券

日本銀行
兌換券

兌換紙幣トハ發行者カ所持人ノ請求ニ依リ何時ニテモ正貨ト引換フヘキ紙幣ヲ謂フ。兌換紙幣ハ亦之ヲ兌換券ト名ク。現今我國ニ於ケル紙幣ハ兌換紙幣ニシテ日本銀行之ヲ發行ス。日本銀行兌換券即チ是ナリ。

兌換紙幣
發行ノ制

兌換紙幣ハ正貨ト引換フヘキモノナルカ故ニ猥ニ之ヲ發行スルノ憂少シ。然レトモ若シ發行者カ之ヲ濫發スルトキハ通貨ノ膨脹ヲ來シ爲ニ物價騰貴ノ結果ヲ生スル

我邦ノ兌
換制度

ニ至ル恐アリ。故ニ兌換紙幣ノ發行ニモ一ノ制限ヲ設クルノ必要アリ。銀行ノ兌換紙幣ノ發行ニ對スル制限法ノ中最モ適當ナルモノヲ屈伸制限法トス。屈伸制限法ハ兌換紙幣ノ發行額ニ對シテ正貨及ヒ地金銀ヲ準備セシムルコトヲ本則トシ唯或條件ノ下ニ正貨及ヒ地金銀ノ準備ナクシテ兌換紙幣ヲ發行スルコトヲ許スモノナリ。

我邦ニ於テハ兌換銀行券條例ヲ設ケ日本銀行ヲシテ屈伸制限法ニ依リ兌換銀行券ヲ發行セシム。即チ兌換銀行券ノ發行額ニ對シ同額ノ金銀貨及ヒ地金銀ヲ置キテ引換準備ニ充ツヘキモノト定メタル外(但シ銀貨及ヒ銀地金ハ引換準備總額ノ四分ノ一ヲ超ユルコトヲ許サス)一億二千萬圓ヲ限リ政府公債證書、大藏省證券其他確實ナ

不換紙幣

不換紙幣
ノ利害

ル證券又ハ商業手形ヲ保證トシテ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得ヘキモノト定メ尙ホ市場ノ景況ニ依リ通貨ヲ増加スルノ必要アルトモ此等ノ制限外ニ政府公債證券大藏省證券其他確實ナル證券又ハ商業手形ヲ保證トシテ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得セシメ制限外ノ發行額ニ對シテハ年五分ヲ下ラサル發行稅ヲ納メシム。

(三) 不換紙幣。

不換紙幣ハ發行者カ之ヲ正貨ト引換フルコトヲ要セサル紙幣ヲ謂フ。

不換紙幣ハ其引換ノ爲メ正貨ヲ準備スルコトヲ要セサルカ故ニ之ヲ濫發シテ物價騰貴ノ結果ヲ生スルノ弊アリ。然レモ適度ニ之ヲ發行スルトモ其利少カラサル

信用

信用ノ發

ナリ。我國ニ於テハ明治ノ初年政府ハ財政ノ急ヲ救フカ爲ニ不換紙幣ヲ發行シ後之ヲ増發シテ物價ノ騰貴ヲ來シ其弊甚シカリシカ故ニ漸次之ヲ引上ケ遂ニ日本銀行兌換券ヲ發行ヲ見ルニ至レリ。

第三節 信用

經濟上ニ所謂信用トハ取引上ノ債務ノ履行ニ對スル信認ヲ謂フ。金錢其他ノ資本ノ貸付、金錢ノ預入、掛賣等ハ信用ニ基クモノトス。然レトモ取引上ノ債務ノ履行ニ對スル信認ニ基キテ財ヲ授與スルハ亦之ヲ名ケテ信用ト稱ス。

信用ハ之ヲ受クヘキ者カ取引上ノ債務ヲ履行スルコトヲ得ル資力並ニ其履行ヲ爲スノ意思ヲ有スルニ非サレハ之ヲ與フル者ナシト知ルヘシ。

信用發達ノ要件

信用ノ一般ニ發達スルニハ左ノ要件ナカルヘカラス。

- (一) 國民ノ德義進歩シテ約束ヲ重スルノ風ヲ生スルコト。
- (二) 法律、制度カ進歩シテ債務ノ履行ヲ強制スルノ方法完備スルコト。

信用ノ種類

信用ハ左ノ如ク之ヲ區別スルコトヲ得ヘシ。

對人信用

- (一) 對人信用。

對人信用トハ人ノ性格ニ基ク信用ヲ謂フ。故ニ對人信用ハ信用ヲ受クヘキ者ノ性格宜シカラサレハ生セサルモノトス。無擔保ノ貸付及ヒ手形割引等ハ對人信用ノ適例ナリ。

對物信用

- (二) 對物信用。

對物信用トハ擔保物ノ提供ニ基ク信用ヲ謂フ。擔保附ノ

信用ノ利

貸付及ヒ擔保附手形ノ割引等ハ對物信用ノ適例ナリ。現今信用ヲ利用セサル者甚タ少シ。今信用ノ國民經濟ニ及ホス利益ヲ舉クレハ左ノ如シ。

- (一) 信用ハ資本ノ融通ヲ助ケ以テ其利用ヲ大ナラシム。
- (二) 信用ハ箇々ノ資本ヲ集メテ大資本ト爲スノ便ヲ與フルカ故ニ資本ノ效用ヲ増ス。

- (三) 信用證券ハ正貨ノ代用ヲ爲スカ故ニ正貨ニ對スル需要ヲ減シ且ツ其磨滅ヲ防クノミナラス正貨ノ貯藏並ニ輸送ニ伴フ危險及ヒ費用ヲ省ク。

信用ノ弊

信用ハ其弊害ナキニ非ス。即チ左ノ如シ。

- (一) 信用ハ資本ノ融通ヲ容易ナラシムルカ故ニ往々資本ヲ濫費セシムル結果ヲ生ス。

(二) 信用ハ資本ノ融通ヲ容易ナラシムルカ爲メ投機ヲ獎勵ス。

信用證券

信用ヲ與フルノ方法ト爲ル證券ニシテ讓渡スコトヲ得ヘキモノハ之ヲ名ケテ信用證券ト稱ス。

記名證券

無記名證券

信用證券ニハ記名證券及ヒ無記名證券ノ別アリ。記名證券トハ債權者ヲ證券面ニ表示スルモノヲ謂ヒ無記名證券トハ債權者ヲ證券面ニ表示セサルモノヲ謂フ。

裏書

記名證券ニハ裏書ニ依リテ其讓渡ヲ爲スコトヲ得ルモノアリ。所謂裏書トハ讓受人ノ氏名又ハ商號及ヒ年月日ヲ證券ニ記載シ讓渡人之ニ署名スルヲ謂フ。裏書ハ通常證券ノ裏面ニ之ヲ爲スカ故ニ其名アリ。裏書讓渡人ハ證券カ不渡ト爲リタルトキハ自ラ辨濟ヲ爲スノ責ヲ負フ。

指圖證券

信用證券ノ種類

手形

手形ノ種類

爲替手形

裏書ヲ以テ讓渡スコトヲ得ヘキ記名證券ハ之ヲ名ケテ指圖證券ト稱ス。蓋シ此證券ニ對スル支拂ハ證券ノ受取人ノ指圖シタル者ニ之ヲ爲スノ必要アルモノナルヲ以テナリ。信用證券ノ重ナルモノハ左ノ如シ。

(一) 手形。

手形ニハ左ノ三種アリ。

(イ) 爲替手形。

爲替手形ハ振出人カ受取人又ハ其ノ指圖シタル者ニ一定ノ金額ヲ支拂フコトヲ支拂人ニ委託スル證券ナリ。爲替手形ノ振出人ハ支拂人カ支拂ヲ爲ササル場合ニ於テ自ラ辨濟ヲ爲ササルヘカラス。今左ニ爲替手形ノ效用ヲ説明セシ。

爲替手形
ノ效用

茲ニ甲、乙、丙ノ三人アリ。甲ハ乙ニ對シテ金千圓ヲ支拂フ義務ヲ負ヒ乙ハ丙ニ對シテ金千圓ヲ支拂フ義務ヲ負フトキハ乙ハ甲ヲシテ自己ニ代リ丙ニ支拂ヲ爲シシメンカ爲メ甲ニ對シ金千圓ノ爲替手形ヲ振出シテ之ヲ丙ニ交付ス。丙若シ甲ヨリ爲替手形ニ對スル支拂ヲ受クルトキハ甲、乙、丙ノ間ニ於ケル貸借ハ一時ニ決濟セラル。然レトモ丙ニシテ若シ爲替手形ノ支拂期限ノ到來スル前ニ資金ヲ得ントセハ裏書ニ依リテ爲替手形ヲ他人ニ賣渡スコトヲ得ヘシ。又爲替手形ハ送金ノ目的ニ供セラルルコトアリ。銀行ノ業務及ヒ外國貿易ニ關スル説明ヲ見テ之ヲ知ルヘシ。

爲替手形ハ裏書ヲ以テ之ヲ讓渡スコトヲ得ルカ故ニ

約束手形

一ノ指圖證券ナリ。

(ロ) 約束手形。

約束手形ハ振出人カ受取人又ハ其ノ指圖シタル者ニ一定ノ金額ヲ支拂フコトヲ約スル證券ナリ。約束手形ハ裏書ヲ以テ之ヲ讓渡スコトヲ得ルカ故ニ一ノ指圖證券ナリト知ルヘシ。

小切手

(ハ) 小切手。

小切手ハ振出人カ受取人又ハ所持人ニ一定ノ金額ヲ支拂フコトヲ支拂人ニ委託スル一覽拂ノ證券ナリ。小切手ノ振出人ハ支拂人カ支拂ヲ爲ササル場合ニ於テ自ラ辨濟ヲ爲ササルヘカラス。

小切手
ノ發行

小切手ハ銀行ニ當座預金ヲ有スル者又ハ銀行ヨリ當

手形交換所

兌換券

債券

公債證書

座貸越ノ承諾ヲ得タル者カ銀行ニ對シテ之ヲ振出し
現金支拂ニ代ヘテ之ヲ受取人ニ交付スルモノナリ。
銀行業ヲ營ム者カ手形ヲ交換スルカ爲ニ集會スル場所
ヲ手形交換所トス。銀行ハ互ニ他ノ銀行ヨリ支拂ヲ受ク
ヘキ手形ヲ有スルヲ常トスルカ故ニ數多ノ銀行業者ハ
毎日時刻ヲ定メテ手形交換所ニ集リ現金ノ支拂ニ代ヘ
テ手形ヲ交換スルモノナリ。
(二) 兌換券。
(三) 債券。
債券ハ株式會社カ其ノ募集スル社債ニ對シ發行スル證
券ニシテ券面額ノ支拂ヲ約スルモノナリ。
(四) 公債證書。

大藏省證券

信用ノ機關

信用ノ機關
ノ必要

公債證書ハ政府又ハ地方團體カ其ノ起シタル負債ニ對
シ發行スル證券ニシテ券面額ノ支拂ヲ約スルモノナ
リ。
公債證書ノ一種類ニ大藏省證券ト稱スルモノアリ。大藏
省證券ハ國庫ノ出納上一時ノ便用ノ爲ニ起シタル負債
ニ對シ大藏省ヨリ發行スル無記名式利子附定期拂ノ證
券ニシテ發行年度内ノ收入ヲ以テ銷却セラルヘキモノ
ナリ。
信用ヲ媒介スルモノハ之ヲ名ケテ信用ノ機關ト稱ス。
凡ソ信用ヲ與ヘントスル者及ヒ之ヲ受ケントスル者ハ互
ニ相手方ヲ見出スコト容易ナラス。假令幸ニ之ヲ見出スモ
信用ヲ授受スル程度、辨濟ノ方法及ヒ時期並ニ利率等ニ付

銀行
銀行ノ業
務

キ必シモ其意思ノ一致スルモノニ非ス。是レ即チ信用機關ノ必要ナル所以ナリ。
信用機關ノ中最モ重要ナルモノヲ銀行トス。銀行ノ業務ハ概ネ左ノ如シ。

預金

(一) 預金。

資金ニ餘裕アル者ハ之ヲ銀行ニ預入レ以テ利子ヲ得且ツ必要アル毎ニ之ヲ引出シ又ハ小切手ヲ發行シテ之ニ對スル支拂ヲ爲サシム。而シテ銀行ハ預金ニ依リテ得タル資金ヲ貸付、手形割引及ヒ爲替等ニ充用スルコトヲ得ルモノナリ。

貸付

(二) 貸付。

銀行ハ其資本ヲ貸付ケ又ハ預金ニ依リテ得タル資金ヲ

手形割引

貸付クルモノトス。銀行カ預金ニ依リテ得タル資金ヲ貸付クル場合ニ於テハ預金者ト借主トノ間ニ立チテ信用ヲ媒介スルモノト謂フヘシ。

(三) 手形割引。

銀行ハ爲替手形又ハ約束手形ノ支拂期限前ニ資金ヲ得ントスル者ヨリ手形ヲ買取り支拂期限ニ至ルマテノ利子ヲ手形面ノ金額ヨリ引去リタル殘額ヲ手形ノ賣渡人ニ支拂フ。是レ即チ手形割引ナリ。

爲替

(四) 爲替。

爲替トハ爲替手形ヲ使用シテ隔地者間ノ貸借ヲ決済スルノ方法ヲ謂フ。今甲地ノ甲者ハ乙地ノ乙者ニ對シテ金百圓ヲ支拂フヘキ義務ヲ負フト同時ニ甲地ノ丙者カ乙

地ノ丁者ニ對シテ金百圓ノ支拂ヲ受クヘキ權利ヲ有スル場合ニ於テ甲者ハ丙者ノ丁者ニ對シ振出シタル金百圓ノ爲替手形ヲ丙者ヨリ買取りテ之ヲ乙者ニ送付シ乙者ハ此爲替手形ヲ丁者ニ呈示シテ丁者ヨリ金百圓ヲ受取り以テ甲、乙、丙、丁ノ四者ノ間ニ於ケル貸借ヲ決済スルカ如キハ爲替ノ適例ナリ。然レトモ爲替手形ノ振出人カ其需要者ヲ見出スコト容易ナラサルカ故ニ銀行ハ爲替手形ヲ其振出人ヨリ買入レテ之ヲ其需要者ニ賣渡シ以テ其賣買ヲ媒介ス。唯銀行ノ買入レタル爲替手形ノ金額及ヒ支拂期限ハ爲替手形ノ需要者ノ希望ト一致セサルコト極メテ多キカ故ニ銀行ハ其需要者アルトキハ自ラ爲替手形ヲ振出シテ之ニ賣渡シ買入レタル爲替手形ハ

銀行ノ種類

普通銀行

兌換券銀行

中央銀行

之ヲ支拂地ノ支店又ハ約定銀行ニ送付シテ其取立ヲ爲サシムルヲ通常トス。是レ即チ銀行ノ營ム爲替業ナリ。銀行ハ其業務ノ範圍ニ依リテ左ノ如ク之ヲ區別スルコトヲ得ヘシ。

(一) 普通銀行。

預金、貸付、手形割引、爲替等銀行ニ普通ナル一切ノ業務ヲ取扱フモノヲ普通銀行ト稱ス。

(二) 兌換券銀行(發行銀行)。

兌換券發行ノ特權ヲ有シ貸付又ハ手形割引等ニ依リテ資金ノ融通ヲ爲スモノ即チ是ナリ。日本銀行ハ兌換券發行ノ特權ヲ有スルモノトス。

兌換券發行ノ特權ヲ有シテ全國ノ金融ヲ整理スルノ機

不動產銀行

關ト爲ル銀行ハ之ヲ名ケテ中央銀行ト稱ス。日本銀行ハ我國ノ中央銀行ナリ。

(三) 不動產銀行

不動產銀行ハ不動產ニ對シテ貸付ヲ爲スモノナリ。日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行等ハ之ニ屬スルモノトス。此等ノ銀行ハ孰レモ資金ヲ集ムルカ爲ニ債券ヲ發行ス。

動產銀行

(四) 動產銀行

動產銀行ハ株券其他ノ證券ニ對シテ貸付ヲ爲スモノナリ。日本興業銀行ハ動產銀行タル性質ヲモ有スルモノニシテ資金ヲ集ルカ爲ニ債券ヲ發行ス。

貯蓄銀行

(五) 貯蓄銀行

特種銀行

貯蓄銀行ハ複利ノ方法ヲ以テ公衆ノ爲ニ預金ノ事業ヲ營ム銀行ナリ。
普通銀行以外ノ銀行ハ皆特種ノ業務ニ從事スルカ爲メ之ヲ總稱シテ特種銀行ト名ク。

第四節 貿易

貿易

財ノ交換ヲ媒介スル行爲ハ之ヲ名ケテ貿易若クハ商ト稱ス。

商品

商ノ目的物ト爲リタル財ハ之ヲ名ケテ商品ト稱ス。

貿易ノ利

貿易ハ財ノ交換ヲ媒介スルモノナルカ故ニ其交換ヲ容易ナラシムルモノトス。又貿易ニ從事スル者ハ財ヲ其需要ノ多キ場所又ハ時ニ配付スルカ故ニ貿易ハ財ノ需要供給ノ甚シキ不平均ヲ防止シ以テ物價高低ノ度ヲ減少スル結果

外國貿易
ノ基礎

ヲ生ス。
各國ニ適應スル生産事業ハ自ラ異ルカ故ニ各國ハ互ニ生産物ヲ交換セサルヘカラス。外國貿易ハ國際ノ交換ヲ媒介シ以テ有無相通スルコトヲ得セシムルカ爲ニ生シタルモノナリ。

外國貿易
ノ利益

今外國貿易ノ利益ヲ舉クレハ左ノ如シ。

- (一) 各國ノ人民ヲシテ自國ニ適應スル生産事業ニノミ從事スルコトヲ得セシム。
- (二) 不用物ヲ變シテ有用物ト爲シ又ハ財ノ價值ヲ増進ス。
- (三) 或國ニ於テ生産スルコト能ハサル財ヲ之ニ供給ス。
- (四) 一般ニ物價ヲ低減シ且ツ其高低ノ度ヲ減少ス。
- (五) 智識ノ交換ヲ助ケ國際ノ關係ヲ密ニス。

外國貿易
ニ於ケル
支拂

外國貿易ニ於ケル支拂ハ後ニ説明スルカ如ク主トシテ爲替ニ依リ之ヲ爲スモノナリ。即チ内國ノ商人カ外國ノ商人ニ支拂ヲ爲サントスルニ當リテハ外國ニ於ケル銀行ニ宛テタル爲替手形ヲ内國ノ銀行ヨリ買取りテ之ヲ外國ノ商人ニ送付シ之ヲシテ外國ニ於ケル銀行ヨリ支拂ヲ受ケシムルヲ通常トス。

自由貿易
主義
保護貿易
主義

外國貿易ニ關スル政策ニ二アリ。自由貿易主義及ヒ保護貿易主義是ナリ。自由貿易主義トハ輸出入ヲ自由ナラシムルモノヲ謂ヒ保護貿易主義トハ輸入ヲ抑制シ且ツ輸出ヲ増進スルコトヲ努メ以テ内國ノ生産事業ヲ保護スルモノヲ謂フ。自由貿易主義及ヒ保護貿易主義ハ各一利一害アリト知ルヘシ。

第五節 外國爲替

外國貿易ニ於ケル輸出入又ハ外國債ノ募集若クハ償還又ハ其他ノ事情ニ依リテ外國ヨリ支拂ヲ受ケ又ハ外國ニ對シ支拂ヲ爲スヘキカ爲ニ國際貸借ヲ生シタル場合ニ於テハ現金ノ輸出入ニ依リ之ヲ決濟スルコト極メテ稀ニシテ爲替ニ依リ之カ決濟ヲ爲スヲ通常トス。國際貸借ヲ決濟スルノ方法タル爲替ハ即チ外國爲替ナリ。今外國爲替ノ運用ヲ見ルニ外國ノ債務者ヨリ支拂ヲ受クヘキ者カ其債務者ニ對シ爲替手形ヲ振出シテ之ヲ銀行ニ賣渡ストキハ銀行ハ之ヲ外國ノ支店又ハ約定銀行ニ送付シテ之カ取立ヲ爲サシメ又外國ノ債權者ニ對シテ支拂ヲ爲スヘキ者カ外國ノ支店又ハ約定銀行ニ對シテ銀行ノ振出シタル爲替手形

外國爲替

外國爲替
相場

外國爲替
相場ノ建
方支拂勘定

ヲ銀行ヨリ買取リテ之ヲ外國ノ債權者ニ送付スルトキハ此債權者ハ其爲替手形ニ對スル支拂ヲ受クルモノトス。右ニ述ヘタル所ニ依リテ外國宛爲替手形カ賣買セラルルトキハ貨幣ト外國宛爲替手形トノ交換比例ヲ生スルニ至ルモノトス。此交換比例ハ即チ外國爲替相場ナリ。而シテ外國宛爲替手形ノ金額ハ外國貨幣ヲ以テ之ヲ表示スルモ其爲替手形ノ賣買ハ內國貨幣ヲ以テ之ヲ爲スカ故ニ外國爲替相場ハ一面ニ於テ內國貨幣ト外國貨幣トノ交換比例ヲ示スモノト謂フヘシ。

外國爲替相場ノ建方ニハ左ノ二種アリ。

(一) 支拂勘定。

支拂勘定トハ一定ノ外國貨幣ヲ以テ金額ヲ表示シクル

外國宛爲替手形ヲ買入ルルカ爲ニ支拂フヘキ內國貨幣ノ額ヲ以テ相場ヲ建ツルモノヲ謂フ。例ヘハ英貨一磅ニ付キ倫敦參着拂金九圓九拾錢ト呼フカ如シ。故ニ支拂勘定ハ外國貨幣ヲ標準トシ之ニ對シ內國貨幣ヲ以テ相場ヲ建ツルモノニシテ支拂勘定ノ外國爲替相場ハ內國貨幣ニ對スル外國貨幣ノ價格ヲ示スモノニ外ナラサルナリ。是ヲ以テ支拂勘定ニ於テ外國爲替相場騰貴スト謂ハハ外國宛爲替手形ノ價格騰貴シテ內國貨幣ニ對スル外國爲替相場下落スト謂ハハ外國宛爲替手形ノ價格下落シテ內國貨幣ニ對スル外國貨幣ノ價格下落スルコトヲ謂フモノトス。

受取勘定

(二) 受取勘定

受取勘定トハ一定ノ內國貨幣ヲ支拂フテ買取ルコトヲ得ヘキ外國宛爲替手形ノ金額ヲ以テ相場ヲ建ツルモノヲ謂フ。例ヘハ金壹圓ニ付キ倫敦參着拂貳志ト呼フカ如シ。故ニ受取勘定ハ內國貨幣ヲ標準トシ之ニ對シ外國貨幣ヲ以テ相場ヲ建ツルモノニシテ受取勘定ノ外國爲替相場ハ外國貨幣ニ對スル內國貨幣ノ價格ヲ示スモノニ外ナラサルナリ。是ヲ以テ受取勘定ニ於テ外國爲替相場騰貴スト謂ハハ外國宛爲替手形ノ價格下落シテ外國貨幣ニ對スル內國貨幣ノ價格騰貴スルコトヲ謂ヒ又受取勘定ニ於テ外國爲替相場下落スト謂ハハ外國宛爲替手形ノ價格騰貴シテ外國貨幣ニ對スル內國貨幣ノ價格下

外國爲替
相場ノ變動

落スルコトヲ謂フモノトス。我國ニ於ケル外國爲替相場
ノ建方ハ通常受取勘定ナリト知ルヘシ。
外國宛爲替手形ノ價格ハ其需要供給ノ關係ニ依リ變動ス
ルモノニシテ其需要増加スルトキハ其價格騰貴シ其供給
増加スルトキハ其價格下落スルモノトス。而シテ外國宛爲
替手形ノ需要ハ外國ニ對スル支拂額ノ多キ場合ニ於テ増
加シ其供給ハ外國ヨリ支拂ヲ受クヘキ額ノ多キ場合ニ於
テ増加スルモノナリ。然レトモ外國宛爲替手形ノ需要、供給
ノ關係ニ依ル其價格ノ變動ニハ自ラ一ノ制限アリ。蓋シ外
國宛爲替手形ノ價格カ著シク騰貴スルトキハ外國ニ對シ
支拂ヲ爲サントスル者ハ手形ヲ買入レスシテ現金ヲ輸出
スルカ爲メ手形ノ需要ヲ減スヘク又外國宛爲替手形ノ價

異例ノ外
國爲替相
場

格カ著シク下落スルトキハ手形ノ所持人ハ之ヲ支拂地ニ
送付シテ其取立ヲ爲シ以テ現金ヲ輸入スルカ爲メ手形ノ
供給ヲ減スヘキヲ以テナリ。
本位貨幣ヲ異ニスル國ノ間ニ於ケル爲替相場ノ變動ハ爲
替手形ノ需要、供給ノ關係ニ依ル外尙ホ金銀比價ノ變動ニ
依リテ生スルモノトス。例ヘハ日清兩國ノ間ニ於ケル爲替
相場ノ如シ。

第六節 交通

交通

交通トハ運輸及ヒ通信ヲ指スモノトス。

運輸機關

運輸機關ハ左ノ如シ。

- (一) 陸上及ヒ水上ノ通路

- (二) 鐵道

通信機關

- (三) 運搬具及ヒ運送用ノ家畜。
 - (四) 船舶。
- 通信機關ハ左ノ如シ。

(一) 郵便。

(二) 電信及ヒ電話。

交通機關
發達ノ利

運輸機關及ヒ通信機關ノ發達ハ交通ノ安全ト迅速トヲ増進シ智識ノ交換及ヒ普及ヲ助ケ國際ノ關係ヲ密ニスル等文化ニ益スルコト大ナリ。今此等ノ機關ノ發達カ國民經濟ニ及ホス利益ヲ舉クレハ左ノ如シ。

(一) 運輸、通信ノ費用及ヒ時日ヲ減シ以テ販路ノ擴張及ヒ生産ノ増進ヲ促シ且ツ物價ノ低廉及ヒ平均ヲ來ス。

(二) 資本及ヒ勞働者ノ移轉ヲ容易ニシ以テ利子及ヒ賃金

ノ平均ヲ來ス。

第四章 財ノ分配

財ノ分配

總收益

純收益

財ノ分配
ヲ受クル
者

地代、賃
金、利子、
利潤

財ノ分配トハ各生産者ニ生産ノ純益ヲ配當スルヲ謂フ。凡ソ一定ノ生産期間内ニ於ケル或生産事業ノ結果タル財若クハ其價值ノ總額ハ之ヲ名ケテ其生産事業ノ總收益ト稱シ斯ル生産事業ノ總收益ヨリ資本ノ消耗額ヲ控除シタル殘額ヲ其純收益若クハ純益ト稱ス。地主、勞働者、資本家及ヒ企業家ハ孰レモ生産ニ與ルモノナルカ故ニ各自生産ノ純益ノ配當ヲ受クルモノトス。

生産ノ純益ノ配當ニ依リテ地主ハ地代ヲ得勞働者ハ賃金(勞銀)ヲ得資本家ハ利子ヲ得企業家ハ利潤(利益)ヲ得ルモノトス。

財ノ分配
ノ媒介及
ヒ其方法

生産ノ純益ノ配當ヲ實行スル者ハ企業家ナリ。故ニ企業家ハ財ノ分配ヲ媒介スルモノト謂フヘシ。又企業家ハ生産事業ノ結果ノ生スルヲ待タスシテ他ノ生産者ニ生産ノ純益ノ前拂ヲ爲スヲ常トスルノミナラス實物ヲ分配スルハ甚タ不便ナルカ故ニ財ノ分配ハ通常貨幣ニ依リテ實行セラ
ルルモノトス。而シテ企業家カ他ノ生産者ニ生産ノ純益ノ前拂ヲ爲スハ將來ニ於テ生産ノ純益ヲ生スルノ豫想ニ基
クモノナルカ故ニ若シ其純益ノ生セサルコトアラハ自ラ
損失ヲ被ラサルヲ得サルナリ。

總收入
純收入

凡ソ一定ノ期間内ニ於テ或人ニ歸スル財若クハ其價值ノ
總額ハ之ヲ名ケテ其總收入ト稱シ或人ノ總收入ヨリ各種
ノ費用ヲ控除シタル其殘額ハ之ヲ名ケテ其人ノ純收入ト

所得

各生産者
ノ所得

財ノ分配
ノ基礎

稱ス。而シテ繼續的ノ財源ニ依リ或人ニ歸スル純收入ニシ
テ之ヲ消耗スルモ吾人ノ經濟上ノ地位ヲ害セサルモノハ
之ヲ名ケテ所得ト稱ス。彼ノ地代、賃金、利子又ハ利潤ハ繼續
的ノ財源ニ依リテ生産者タル地主、勞働者、資本家又ハ企業
家ニ歸スル其純收入ノ一部ニシテ之ヲ消耗スルモ其經濟
上ノ地位ヲ害セサルモノナルカ故ニ何レモ此等ノ生産者
ノ所得ニ屬スルモノト謂フヘシ。

財ノ分配ノ基礎ハ私有財産制及ヒ自由競爭ナリ。各人財ヲ
私有スルコトヲ得ルニ非サレハ資本家及ヒ地主アルコト
ナク又必シモ財ノ分配ヲ爲スコトヲ要セス。而シテ自由競
爭ニ依リ各人其技能ニ應シ競フテ生産ニ從事スルニ非サ
レハ分配額ノ多少ヲ來スコトナシ。

財ノ分配
ノ權衡

財ノ分配ハ權衡ヲ得サルヘカラス。若シ財ノ分配力權衡ヲ得サルトキハ貧富ノ著シキ懸隔ヲ來シ又ハ生産者ノ勤勉ノ念ヲ減シ以テ國民經濟ノ進歩ヲ妨ケ又ハ社會ノ健全ヲ害スルニ至ルモノトス。

第一節 地代

地代

地代トハ地主カ他人ヲシテ其土地ヲ使用セシムルカ爲ニ受クル報酬ヲ謂フ。地代ハ地主ノ所得ニ屬スルモノナリ。地代ハ地主カ他人ヲシテ其土地ヲ使用セシムルカ爲ニ受クル報酬ナルカ故ニ地主カ他人ヲシテ其土地ニ注入シタル資本ヲ使用セシムルカ爲ニ受クル報酬ハ地代タル性質ヲ有スルモノニ非スト知ルヘシ。

地代發生
ノ理

農業ニ使用スル土地ノ地代ハ最劣等ナル土地ノ生産額ト

耕作ノ限
界

優等ナル土地ノ生産額トノ差ニ依リテ發生スルモノナリ。凡ソ或土地ノ生産額カ耕作ノ費用ヲ支辨シ且ツ耕作者ニ普通ノ利益ヲ得セシムルノミニテ他ニ剩餘ヲ生セサルトキハ其土地ハ耕作ノ限界ヲ爲スモノトス。蓋シ其土地ヨリ生産額ノ少キ土地ハ何人モ之ヲ耕作セサルヲ以テナリ。故ニ耕作ノ限界タル土地ハ最劣等ノ土地ナリト謂フヘシ。今甲、乙、丙ノ土地アリ。同一ノ耕作費ヲ投シテ甲地ヨリ拾圓ヲ得乙地ヨリ八圓ヲ得丙地ヨリ六圓ヲ得ヘシトセンニ農産物ノ價格低廉ニシテ甲地カ耕作ノ限界タルトキハ未タ他ノ土地ヲ耕ス者ナシ。然ルニ農産物ノ價格騰貴シテ耕作ノ限界下降シ乙地ヲ耕スモ耕作費ヲ償フテ尙ホ普通ノ利益ヲ得ルニ至ルトキハ甲地ヲ耕ス者ハ普通ノ利益ヲ得ル外

尙ホ貳圓ノ利益ヲ得ヘシ。故ニ甲地ヲ耕サントスル者ノ間ニ競争ヲ生シ其結果甲地ノ所有者ハ其土地ヲ使用セシムル報酬トシテ貳圓ヲ受クルコトヲ得ルニ至ル。此報酬ハ即チ地代ナリ。故ニ甲地カ耕作ノ限界タル場合ニ於テハ未タ地代ヲ生セサルモ乙地カ耕作ノ限界ト爲ルトキハ始メテ甲地ノ地代ヲ生スルニ至ルモトス。農産物ノ價格更ニ騰貴シテ耕作ノ限界一層下降シ丙地ヲ耕スモ耕作費ヲ償フテ尙ホ普通ノ利益ヲ得ルニ至ルトキハ乙地ヲ耕ス者ハ普通ノ利益ヲ得ル外尙ホ貳圓ノ利益ヲ得ヘク甲地ヲ耕ス者ハ普通ノ利益ヲ得ル外尙ホ四圓ノ利益ヲ得ヘシ。故ニ甲地又ハ乙地ヲ耕サントスル者ノ間ニ競争ヲ生シ其極甲地ノ地代ハ騰貴シテ四圓ト爲リ又乙地ハ貳圓ノ地代ヲ生スル

ニ至ル。此等ノ例ニ依リテ見ルトキハ地代ハ耕作ノ限界タル最劣等ノ土地ノ生産額ト優等ナル土地ノ生産額トノ差ニ依リテ生スルコト自ラ明ナルヘシ。今圖ヲ以テ地代發生ノ理ヲ示ストキハ即チ左ノ如シ。

耕 地	甲(二等地)	乙(二等地)	丙(最劣等地)
生 産 額	十 圓	八 圓	六 圓
耕 作 費	二 圓	二 圓	二 圓
普通ノ利益	四 圓	四 圓	四 圓
地 代	甲丙ノ差 四 圓	乙丙ノ差 二 圓	無

第二節 賃金

賃金トハ勞働者カ他人ノ爲ニ勞働ヲ爲スニ依リテ受クル報酬ヲ謂フ。賃金ハ勞働者ノ所得ニ歸スルモノナリ。技師其他ノ技術家ノ受クル謝金、番頭、手代ノ給料及ヒ力役者ノ賃

賃金

賃金ノ種類

錢等ハ皆玆ニ所謂賃金ナリト知ルヘジ。
賃金ハ種々ノ標準ニ依リテ左ノ如ク之ヲ區別スルコトヲ得ヘシ。

物品拂賃金

(一) 物品拂賃金及ヒ貨幣拂賃金。

物品拂賃金トハ物品ヲ以テ支拂フ賃金ヲ謂フ。賃金トシテ支拂ハルル物品ハ主トシテ衣食住ニ要スル物品ナリ。例ヘハ番頭、手代又ハ下婢等ニ給スル住居、衣服又ハ飲食物等ノ如シ。又貨幣拂賃金トハ貨幣ヲ以テ支拂フ賃金ヲ謂フ。物價ノ一般ニ騰貴スル場合ニ於テハ貨幣ヲ以テ支拂ハルル賃金ハ其額ノ減少セサルトキト雖モ實際下落セルモノト謂フヘシ。

(二) 時間拂賃金及ヒ仕上拂賃金。

時間拂賃金

仕上拂賃金

時間拂賃金トハ労働ノ時間ヲ標準トシテ支拂フ賃金ヲ謂フ。例ヘハ一日何程又ハ一箇月何程ト定ムル賃金ノ如シ。又仕上拂賃金トハ仕事ノ結果ニ應シテ支拂フ賃金ヲ謂フ。例ヘハ製作品一箇ニ付キ何程ト定ムル賃金ノ如シ。賃金ノ時間拂ト其ノ仕上拂トハ各一利一害アリト知ルヘシ。

賃金ノ定マル事情

賃金ハ労働ノ需要、供給ノ平均ニ依リテ定マル。而シテ労働ノ需要多ケレハ賃金騰貴シ労働ノ供給多ケレハ賃金下落ス。労働ノ需要ハ企業家ノ支拂資力ノ大小及ヒ其競争ノ強弱ニ依リテ定マル。而シテ企業家ノ競争ノ強弱ハ企業ノ盛衰ニ依リテ定マルモノナリ。又労働ノ供給ハ労働者ノ生活費ノ多少及ヒ其競争ノ強弱ニ依リテ定マル。而シテ労働者

賃金下落
ノ限界

生活ノ程
度

ノ競争ノ強弱ハ其勤勉心ノ強弱及ヒ人口ノ多少ニ依リテ定マルモノナリ。此ノ如ク人口ノ多少ハ労働者ノ競争ノ強弱ニ影響ヲ及ホスモノニシテ人口ハ時ト共ニ増殖スルモノナレハ労働ノ供給ハ漸次増加シ賃金ノ下落ヲ來スニ至ルヘキカ如シト雖モ文化ノ進歩ニ伴フテ吾人ノ欲望ハ益増進シ之ニ應スヘキ財ノ生産ヲ目的トスル企業モ亦從テ發達スルカ故ニ労働ノ需要ハ絶ヘス増加スルモノトス。故ニ賃金ハ人口増殖ノ割合ニ應シテ下落スルコトナシ。賃金ハ如何ニ下落スルモ労働者ノ生活ノ程度ヨリ降りテ永ク其狀態ヲ維持スルコトナシ。蓋シ賃金カ労働者ノ生活ノ程度ニ應スルニ足ラサルトキハ労働者ハ極力賃金ノ下落ニ抵抗シテ之ヲ妨クヘキヲ以テナリ。所謂生活ノ程度ト

賃金騰貴
ノ限界

労働者ト
企業家ト
ノ關係

ハ習慣ト爲リタル欲望ノ程度ヲ指スモノトス。賃金ハ如何ニ騰貴スルモ企業家カ労働者ヲ使用スルニ依リ受クル利益ノ額ヲ超エテ永ク其狀態ヲ維持スルコトナシ。蓋シ賃金カ此額ヲ超ユルトキハ企業家ハ労働者ノ使用ヲ減シ以テ労働ノ需要ヲ減少スルニ至ルヘキヲ以テナリ。故ニ賃金ノ騰貴ニハ一ノ制限アリト知ルヘシ。凡ソ労働者ハ企業家ニ對シテ弱者ノ地位ニ在ルモノトス。故ニ若シ全然労働契約ノ自由ヲ認ムルトキハ労働者カ企業家ト労働契約ヲ取結フニ當リテ不利益ヲ被ルコト尠カラサルナリ。從テ國家ハ労働者ノ利益ヲ保護スルカ爲ニ工場法ヲ設ケテ工場ニ於ケル労働ノ時間並ニ此労働ニ従事スル未成年者及ヒ婦女ノ年齢等ニ一定ノ制限ヲ設クルコ

労働組合
同盟罷工

トアリ。労働者モ亦企業家ニ對シテ自己ノ利益ヲ保護スル
カ爲ニ労働組合ヲ設クルコト屢見ル所ナリ。而シテ彼ノ同
盟罷工ノ如キハ労働者カ企業家ニ對シテ自己ノ利益ヲ維
持スルカ爲ニ最モ有力ナル手段ト爲ルモノトス。

第三節 利子

利子

利子トハ資本家カ他人ヲシテ其資本ヲ使用セシムルカ爲
ニ受クル報酬ヲ謂フ。利子ハ資本家ノ所得ニ歸スルモノナ
リ。

利子ノ成
分

利子ヲ構成スルモノハ左ノ如シ。

(一) 生産ノ助成ニ對スル報酬。

資本家ハ其資本ヲ他人ニ貸與シテ生産ヲ助クルカ爲メ
報酬ヲ受クルモノナリ。此報酬ハ之ヲ名ケテ純利子ト稱

ス。

(二) 危険ノ負擔ニ對スル報酬。

凡ソ資本家カ其資本ヲ他人ニ貸與スルニ當リテハ之カ
返還ヲ受クルコトヲ得ルヲ必シ難キモノナリ。資本家ハ
毎ニ斯ル危険ヲ冒シテ其資本ヲ他人ニ貸與スルモノナ
ルカ故ニ此危険ノ負擔ニ對スル報酬ヲ受クルモノトス。
此報酬ト純利子トハ之ヲ總括シテ總利子ト名ク。

固定資本
ノ補償

利子ハ右ニ掲クル二種ノ報酬ヨリ成ルモノナルカ故ニ固
定資本ノ損傷ニ對スル補償ハ利子ヲ構成スルモノニ非サ
ルナリ。例ヘハ建物機械又ハ什器等ノ固定資本ヲ他人ニ貸
與スル者ハ其損傷ニ對スル補償ヲ受クルモノナリト雖モ
斯ル補償ハ決シテ之ヲ利子ノ一部ト認ムヘカラサルカ如

資本ノ所
有權ノ移
轉

シ。

資本家カ他人ナシテ流動資本ヲ使用セシムルニハ其所有
權ヲ之ニ移轉スルノ必要アリト雖モ他人ナシテ固定資本
ヲ使用セシムルニハ必シモ之ニ其所有權ヲ移轉スルコト
ヲ要セサルナリ。

利子ノ種

利子ハ貨幣タルコトアリ又ハ他ノ物品タルコトアリ。然レ
トモ其ノ貨幣タルハ通常見ル所ナリ。

利率

利子ハ通常資本額ヲ百トシ之ニ對スル割合ヲ以テ一箇年、
一箇月又ハ一日ノ額ヲ計算ス。資本ニ對スル利子ノ割合ハ
之ヲ利率ト稱ス。

利子ノ定
マル事情

利子ハ資本ノ需要、供給ノ平均ニ依リテ定マル。而シテ資本
ノ需要多ケレハ利子騰貴シ資本ノ供給多ケレハ利子下落

利子高低
ノ限界

ス。資本ノ需要ハ借主ノ支拂資力ノ大小及ヒ其競争ノ強弱
ニ依リテ定マル。而シテ借主ノ競争ノ強弱ハ企業ノ盛衰ニ
依リテ定マルモノナリ。又資本ノ供給ハ資本放下ノ安否及
ヒ貸主ノ競争ノ強弱ニ依リテ定マル。而シテ貸主ノ競争ハ
資本ノ多少及ヒ信用機關ノ發達ノ程度ニ依リテ定マルモ
ノナリ。

利子ハ如何ニ下落スルモ資本家ノ利欲心ヲ満足スルニ足
ルヘキ程度ヨリ降りテ永ク其狀態ヲ維持スルコトナシ。蓋
シ利子ノ額カ此程度ヨリ降ルトキハ資本家ハ資本ノ供給
ヲ減スルニ至ルヘキヲ以テナリ。又利子ハ如何ニ騰貴スル
モ企業家カ資本ヲ使用スルニ依リ受クル利益ノ額ヲ超エ
テ永ク其狀態ヲ維持スルコトナシ。蓋シ利子カ此額ヲ超ユ

利子ノ法
限律上ノ制

利子ノ高
低ト國民
經濟

ルトキハ企業家ハ資本ノ使用ヲ減シ以テ其需要ヲ減少スルニ至ルヘキヲ以テナリ。國家ハ法律ヲ以テ利子ノ額ヲ制限スルコトアリ。我國ニ於テハ各人相互ノ契約ヲ以テ定ムル利子ニ制限ヲ附シ一箇年ニ付キ元金百圓以下ハ百分ノ二十、元金百圓以上千圓以下ハ百分ノ十五、元金千圓以上ハ百分ノ十二ト定メタリ。利子ノ高キハ必シモ國民經濟ニ於テ憂トスルニ足ラス。蓋シ企業盛ニシテ企業家ノ競爭大ナレハ利子高ク企業衰ヒテ企業家ノ競爭小ナレハ利子低キヲ以テナリ。國民經濟ニ於テ憂フヘキハ資本ノ減少ニシテ利子ノ騰貴カ其原因、資本ノ減少ニ在ルトキハ以テ憂ト爲スヘキモノナリ。

第四節 利潤

利潤

利潤ノ額
ノ制限

利潤ノ成
分

利潤トハ企業家カ企業ニ從事スルカ爲ニ受クル報酬ヲ謂フ利潤ハ企業家ノ所得ニ歸スルモノナリ。凡ソ企業家ハ生産ノ純益ノ中ヨリ地代賃金及ヒ利子ヲ他人ニ支拂フモノナルカ故ニ企業家カ利潤トシテ受クル報酬ハ他人ニ此等ノ支拂ヲ爲シタル殘額ノ外ニ出テサルモノト謂フヘシ。

利潤ヲ構成スルモノハ左ノ如シ。

(一) 企業家カ自己ノ土地勞働又ハ資本ヲ生産ノ目的ニ供スルカ爲ニ受クル報酬。

(二) 危險ノ負擔ニ對スル報酬。

企業家ハ事情ノ變更又ハ計畫ノ齟齬等ニ依リ企業ノ成績豫期ニ反スル場合ニ於テ損失ヲ被ルモノナリ。企業家

ハ毎ニ斯ル危険ヲ冒シテ生産ニ従事スルカ爲メ此危険ノ負擔ニ對スル報酬ヲ受クルモノトス。此報酬ハ之ヲ名ケテ純利潤ト稱ス。企業家カ自己ノ土地、勞働又ハ資本ヲ生産ノ目的ニ供スルカ爲ニ受クル報酬ト純利潤トハ之ヲ總括シテ總利潤ト名ク。

利潤ノ定
マル事情

利潤ハ企業家ノ技倆及ヒ其競争ノ強弱竝ニ時運ノ趨勢ニ依リテ定マルモノナリ。

利潤増減
ノ限界

利潤ハ生産ノ純益ノ中ヨリ地代、賃金及ヒ利子ヲ支拂ヒタル殘額ノ外ニ出テサルモノナルカ故ニ如何ニ増加スルモ此殘額ヲ超ユルコトナシ。又利潤減少シテ企業家ノ利欲心ヲ充タスニ足ラサルトキハ企業家ハ企業ヲ廢止シ又ハ其範圍ヲ減縮シテ競争ヲ減スルカ故ニ利潤ヲシテ再ヒ相當

ノ額ニ達セシムルニ至ルモノトス。從テ利潤ノ減少ニハ一ノ制限アリト知ルヘシ。

第五章 財ノ消費

財ノ消費

財ノ消費トハ吾人ノ欲望ヲ充タスカ爲ニ財ノ全部又ハ一部ヲ消耗スルヲ謂フ。凡ソ吾人ハ物質ヲ創造スルコト能ハサルノミナラス亦之ヲ滅失セシムルコト能ハサルモノナルカ故ニ財ノ消費ハ其效用ノ滅却ニ外ナラサルナリ。

消費ノ種

財ノ消費ハ左ノ如ク之ヲ區別スルコトヲ得ヘシ。

生産的消

(一) 生産的消費

生産的消費ハ新ニ財ヲ生産スルノ結果ヲ生スル消費ナリ。例ヘハ米ヲ費シテ酒ヲ造リ木ヲ焚キテ炭ヲ作り又ハ種子ヲ下シ肥料ヲ施シテ穀物ヲ作ルカ如シ。此ノ如ク生

不生
産的
消費

産の消費ハ吾人ノ欲望ヲ充タスヘキ財ヲ生産スルノ結果ヲ生スルモノナルカ故ニ間接ニ吾人ノ欲望ヲ充タスモノト謂フヘシ。

(二) 不生 産的消費

不生
産的消費ハ直接ニ吾人ノ欲望ヲ充タス消費ナリ。例ヘハ食物ヲ食ヒ衣服ヲ着又ハ家屋ニ住スルカ如シ。不生
産的消費ハ間接ニ生産ヲ助クルコトアリ又ハ然ラサルコトアリ。例ヘハ労働者カ飲食ヲ爲シ又ハ衣服ヲ着ルハ其心力及ヒ體力ヲ維持スル所以ナルカ故ニ生産ニ益アルモ猥ニ酒ヲ飲ムハ毫モ生産ニ益ナキカ如シ。

凡ソ吾人カ生産ヲ爲ス目的ハ其欲望ヲ充タスニ在ルカ故ニ直接ニ吾人ノ欲望ヲ充タスヘキ不生
産的消費ハ實ニ經

不生
産的
消費
の程
度

消費
ト
生産
ト
平均

濟ノ最終ノ目的ニシテ決シテ之ヲ杜絶スヘカラサルナリ。故ニ吾人ノ努ムヘキハ唯生産ニ益ナキ消費ヲシテ其度ヲ超エサラシムルニ在リ。
消費ハ生産ニ依リテ維持セラルモノトス。故ニ生産ト消費トハ平均ヲ保タサルヘカラス。若シ生産ト消費トカ著シク平均ヲ失フトキハ一ノ恐慌ヲ來スニ至ルモノトス。

第六章 恐 慌

恐慌

恐慌トハ國民經濟ノ著シク阻害セラルルヲ謂フ。

恐慌
ノ現
象

恐慌ハ物價ノ激變及ヒ信用ノ杜絶竝ニ此等ノ事情ニ伴フ種々ノ弊害トシテ顯ハルルモノトス。是レ即チ恐慌ノ現象ナリ。

恐慌
ノ原
因

恐慌ノ發生ヲ來スモノハ天災地變、戰爭、凶作、生産ノ過剩消

恐慌ノ循環

費ノ減退、通貨ノ缺乏又ハ信用ノ破壊等トス。是レ即チ恐慌ノ原因ナリ。然レトモ現今ニ於テハ恐慌ノ原因ノ重ナルモノヲ生産過剰トス。

生産ノ過剰ニ基ク恐慌ハ循環シテ屢、襲來スルヲ免レサルモノトス。蓋シ生産ノ過剰ニ依リテ物價下落スルトキハ生産物ヲ外國ニ輸出スルニ利アルカ爲メ輸出ノ増加ヲ促シテ物價ノ騰貴ヲ誘致シ且ツ資本ノ潤澤ヲ來スモノナルカ故ニ生産事業ハ再ヒ活潑ト爲リ消費ノ度ヲ顧ミスシテ生産ヲ爲シ其極再ヒ生産過剰ノ結果ヲ惹起スニ至ルヘキヲ以テナリ。

第七章 保險

保險

保險トハ或種類ノ災厄ニ依リ損害ヲ被ルヘキ危險ヲ有ス

保險ノ種類

ル多數ノ者カ聯合シテ其災厄ニ依リ其中ノ或者ノ被リタル損害ヲ分擔スルヲ謂フ。

保險ハ種々ノ標準ニ依リテ左ノ如ク之ヲ區別スルコトヲ得ヘシ。

(一) 損害保險及ヒ生命保險。

損害保險
生命保險

損害保險トハ財産上ノ損害ニ對スル保險ヲ謂フ。火災保險、運送保險及ヒ收穫保險等はナリ。又生命保險トハ死亡ニ依リテ生スル損害ニ對スル保險ヲ謂フ。

(二) 相互保險及ヒ營利保險。

相互保險

相互保險トハ保險者カ同時ニ被保險者タルモノヲ謂フ。此保險ニ在リテハ多數ノ者カ損害ヲ分擔スルカ爲ニ豫メ一定ノ金額ヲ齎出シ又ハ損害ノ生シタル後ニ至リテ

營利保險

各自ノ負擔額ヲ釀出スルモノナリ。

營利保險トハ保險者カ利益ヲ得ル目的ヲ以テ營ム保險ヲ謂フ。營利保險ニ在リテハ保險者ト被保險者トハ別人ニシテ保險者ハ比較的ニ少額ナル保險料ヲ多數ノ保險契約者ヨリ受取り被保險者カ一定ノ災厄ニ依リテ損害ヲ被ルニ當リ之ヲ填補スルカ爲ニ保險金ノ支拂ヲ爲スモノトス。支拂ヲ爲シタル保險金ノ額ヲ超過スル保險料ノ額ハ保險者ノ利益ニ歸スルモノナリ。

保險ノ利

保險ニ伴フ利益ハ左ノ如シ。

- (一) 一人ノ被リタル損害ヲ多數ノ人ニ分ツカ故ニ其損害ノ負擔ヲ輕減ス。
- (二) 被保險者ハ時々釀出セル少額ノ金圓ニ對シ一時ニ多

強制保險制度

額ノ金圓ヲ受取ルヲ得ヘキカ故ニ貯蓄ノ一方法ト爲ル。
(三) 各人ヲシテ安シテ其業ニ從ハシムルコトヲ得。
保險ノ利益ハ極メテ大ナルカ故ニ國家ハ強制シテ或種類ノ保險ヲ爲サシムルコトアリ。強制保險ノ制度即チ是ナリ。

第八章 産業組合

産業組合トハ組合員ノ産業又ハ其經濟ノ發達ヲ企圖スルカ爲メ左ノ目的ヲ以テ設立スル社團法人ヲ謂フ。

(イ) 組合員ニ産業ニ必要ナル資金ヲ貸與シ且ツ貯金ノ便宜ヲ得セシムルコト。

信用組合

此目的ヲ以テ設立スル産業組合ハ即チ信用組合ナリ。
(ロ) 組合員ノ生産シタル物ニ加工シ又ハ加工セスシテ之ヲ賣却スルコト。

販賣組合

此目的ヲ以テ設立スル産業組合ハ即チ販賣組合ナリ。
(ハ) 産業又ハ生計ニ必要ナル物ヲ購買シテ之ヲ組合員ニ
賣却スルコト。

購買組合

此目的ヲ以テ設立スル産業組合ハ即チ購買組合ナリ。
(ニ) 組合員ノ生産シタル物ニ加工シ又ハ組合員ヲシテ生
産ニ必要ナルモノヲ使用セシムルコト。

生産組合

産業組合
ノ組織

此目的ヲ以テ設立スル産業組合ハ即チ生産組合ナリ。
産業組合ノ組織ニハ無限責任、有限責任及ヒ保證責任ノ三
種アリ。保證責任ノ組合ニ在リテハ組合ノ財産ヲ以テ其債
務ヲ完済スルコト能ハサル場合ニ於テ組合員ノ全員カ其
出資額ノ外一定ノ金額ヲ限度トシテ責任ヲ負擔スルモノ
ナリ。

第九章 國家ノ財政

財政

凡ソ公共團體ノ營ム經濟ハ之ヲ名ケテ公共經濟若クハ財
政ト稱ス。

國家ノ財
政

國家ハ其目的ヲ達スルカ爲ニ他ノ公共團體ト同シク經濟
ヲ營マサルヘカラス。即チ一ハ財ノ收入ヲ計リ一ハ適當ノ
方法ヲ以テ其管理及ヒ支出ヲ爲ササルヘカラサルナリ。國
家ノ營ム經濟ハ即チ國家ノ財政ナリ。故ニ國家ノ財政ハ國
家經濟ニ外ナラスト謂フヘシ。

國家ノ財
政ト個人
ノ經濟ト
ノ差異

國家ノ財政ト個人經濟トノ間ニハ左ニ掲クル數多ノ差異
アリ。

(一) 國家ノ財政ニ於テ收入ヲ得ルノ方法ハ重ニ個人ヲ強
制シテ其財産ノ一部ヲ徵收スルニ在リト雖モ個人經濟

國家ノ財政
ト國民
經濟トノ
關係

ニ於テ收入ヲ得ルニハ斯ル方法ニ由ルコト能ハサルナ
リ。
(二) 國家ノ財政ニ於テハ支出ニ應シテ收入ヲ定ムルモ個
人經濟ニ於テハ收入ニ應シテ支出ヲ定ム。
(三) 國家ノ財政ニ於テハ支出及ヒ收入ノ平均ヲ保チ過不
及ナカラシムルヲ期スルモ個人經濟ニ於テハ成ルヘク
多クノ收入ヲ得ルヲ期ス。
(四) 國家ノ財政ニ於テハ通常個人經濟ニ於テ見サル各種
ノ獨占事業ヲ經營スルコトアリ。例ヘハ煙草專賣事業ヲ
營ムカ如シ。
國家ノ財政ハ國民經濟ニ適應セサルヘカラス。蓋シ國家ノ
財政ニ於テ收入ヲ得ルノ道ハ主トシテ個人ノ財産ノ一部

國庫

金庫

歳出

ヲ強制的ニ徵收スルニ在ルカ故ニ國民經濟ノ狀態ヲ顧ミ
スシテ猥ニ國家ノ財政ヲ膨脹セシムルトキハ獨リ國民經
濟ノ進歩ヲ妨クルノミナラス國家ノ財源モ亦遂ニ涸渴ス
ルニ至ルヘキヲ以テナリ。
國家カ財政ノ主體タル場合ニ於テハ之ヲ名ケテ國庫ト稱
ス。國庫ハ金庫ト之ヲ區別セサルヘカラス。金庫トハ國庫ノ
保管、出納スル現金ヲ取扱フモノヲ謂フ。金庫ノ事務ハ日本
銀行之ヲ取扱フ。

第一節 歳出

國家カ其目的ヲ達スルカ爲ニハ經費ヲ支出セサルヘカラ
ス。國家ノ經費ハ之ヲ國家ノ歳出ト名ク。蓋シ國家ノ經費ハ
一箇年ノ期間ヲ基礎トシテ其計算及ヒ支出ヲ爲スヲ以テ

ナリ。

國家ノ經費ノ増加

國家ノ經費ハ漸次増加スルノ傾向アリ。是レ政務ノ増加、物價ノ騰貴及ヒ人口ノ増殖ニ伴フ結果ナリ。

國家ノ經費ノ種類

國家ノ經費ハ之ヲ左ノ如ク區別スルコトヲ得ヘシ。

經常費

(一) 經常費

經常費トハ毎年規則的ニ生スル必要ニ應スヘキ費用ヲ謂フ。例ヘハ皇室費又ハ文武官ノ俸給等ノ如シ。故ニ經常費ハ豫メ之ヲ算定スルニ難カラサルナリ。

經常費支辨ノ準則

經常費ハ經常收入ヲ以テ之ヲ支辨シ國債募集金ノ如キ臨時收入ヲ以テ之ヲ支辨スヘカラサルヲ準則トセサルヘカラス。然ラサレハ獨リ國家ノ財政ヲ亂ルノミナラス民間ノ資本ヲ吸收シ國民經濟ニ害ヲ及ホスニ至ルヘシ。

臨時費

(二) 臨時費

臨時費トハ臨時ニ生スル必要ニ應スヘキ費用ヲ謂フ。例ヘハ軍艦製造費又ハ學校建築費等ノ如シ。

歳入

第二節 歳入

國家ハ其經費ヲ支辨スルカ爲ニ收入ヲ得ルノ方法ヲ設ケサルヘカラス。國家ノ收入ハ其經費ト同シク一箇年ノ期間ヲ基礎トシテ其計算及ヒ取得ヲ爲スカ故ニ之ヲ國家ノ歳入ト名ク。

國家ノ收入ハ之ヲ左ノ如ク區別スルコトヲ得ヘシ。

國家ノ收入ノ種類

(一) 經常收入

經常收入トハ毎年規則的ニ生スル收入ヲ謂フ。例ヘハ租稅又ハ手数料ノ如シ。

臨時收入	經常收入ノ種類 私經濟收入	官有財產收入	官業收入
(二) 臨時收入。 臨時收入トハ特別ノ事情ニ基キテ臨時ニ生スル收入ヲ謂フ。例ヘハ國債募集金、官有財產一時拂下金、軍事償金等ノ如シ。 經常收入ハ之ヲ左ノ如ク區別スルコトヲ得ヘシ。 (一) 私經濟收入。 國家カ一個人ト同一ノ地位ニ立チテ經濟ヲ營ムニ依リテ生スル收入是ナリ。即チ左ノ如シ。 (イ) 官有財產收入。 國家ノ所有ニ屬スル土地、山林其他ノ物件ヨリ生スル收入是ナリ。 (ロ) 官業收入。			

公經濟收入	手数料	租稅
國家ノ經營スル營利事業ヨリ生スル收入是ナリ。例ヘハ鐵道、郵便、電信、電話又ハ各種ノ製造業又ハ專賣事業等ヨリ生スル收入ノ如シ。 (二) 公經濟收入。 公經濟收入トハ權力ニ基キ個人ノ財產ノ一部ヲ徵收シテ得ル收入ヲ謂フ。此收入ニ左ノ二種アリ。 (イ) 手数料。 特ニ或者ノ利益ノ爲ニスル政務ニ對スル報酬トシテ其者ヨリ徵收スルモノヲ手数料トス。例ヘハ不動産上ノ權利ノ登記ニ對スル手数料ノ如シ。 (ロ) 租稅。 一般ノ政務及ヒ政治的設備ニ對シテ強制的ニ個人ヨ		

租税ニ關スル原則

リ徴收スルモノヲ租税トス。

租税ニ關シテハ左ニ掲クル數箇ノ原則アリ。

(一) 租税ハ確實ニ充分ノ收入ヲ得セシメ且ツ經費ノ増減ニ應シテ伸縮スルコトヲ得ヘキ力ヲ有スルモノナラサルヘカラス。

(二) 租税ハ人民一般ニ之ヲ賦課シ且ツ平等ニ之ヲ負擔セシメサルヘカラス。

(三) 租税ハ之ヲ各人ノ收入ニ賦課シテ其資本ニ賦課スルコトヲ避ケサルヘカラス。

(四) 租税ハ徴收ニ便利ニシテ且ツ徴收費ノ少キモノナラサルヘカラス。

租税ハ之ヲ左ノ如ク區別スルコトヲ得ヘシ。

租税ノ種類

直接税

(一) 直接税。

直接税トハ納税者カ實際納税額ヲ負擔シ他人ナシテ之ヲ補償セシメサルコトヲ豫期セラルルモノヲ謂フ。例ハ地租、所得稅及ヒ營業稅等ノ如シ。

間接税

(二) 間接税。

間接税トハ納税者カ實際納税額ヲ負擔セスシテ他人ヲシテ之ヲ補償セシムルコトヲ豫期セラルルモノヲ謂フ。例ハ酒造稅及ヒ織物消費稅等ノ如シ。

國稅

地方稅

國家ノ徴收スル租税ハ之ヲ國稅ト名ケ以テ之ヲ地方稅ト區別ス。地方稅ハ地方團體ノ徴收スル租税ナリ。

第三節 歲計

國家ノ財政ノ期スル所ハ歲出入ノ平均ヲ保チ過不及ナカ

歳出入豫算	ラシムルニ在ルカ故ニ豫メ歳出及ヒ歳入ノ額ヲ見積リ以テ一箇年間ニ於ケル財政ノ計畫ヲ定メサルヘカラス。所謂歳出入ノ豫算トハ歳出及ヒ歳入ノ見積ニ外ナラスト知ルヘシ。
豫算ノ成立及ヒ不成立	歳出入ノ豫算ハ毎年帝國議會ノ協賛ヲ經サルヘカラス。若シ豫算カ帝國議會ノ協賛ヲ經ルコト能ハサルカ爲メ其不成立ヲ來シタルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘキモノトス。
豫算ノ補充	歳出入ノ豫算ハ其見積ニ外ナシサルカ故ニ實際之ニ準據スルコト能ハサル場合アリ。此場合ニ對スル救済ノ方法ハ左ノ如シ。
豫備費ノ設定	(一) 豫備費ノ設定。

豫備費ノ種類 第一豫備金	避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フカ爲メ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツルカ爲メ豫算中ニ豫備費ヲ設クルモノトス。
第二豫備金	豫算中ニ設クル豫備費ハ之ヲ左ノ如ク區別ス。 (イ) 第一豫備金。 第一豫備金ハ避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フヘキモノトス。 (ロ) 第二豫備金。 第二豫備金ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ之ヲ充ツヘキモノトス。
財政上ノ緊急處分	(二) 緊急ノ處分。 公共ノ安寧ヲ保持スルカ爲メ緊急ノ需用アル場合ニ於

決算

テ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ政府ハ勅命ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得ヘシ。政府カ斯ル處分ヲ爲シタル場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ノ承諾ヲ求ムルコトヲ要スルモノトス。

歳出入ノ成績ヲ示スモノヲ決算トス。決算ハ會計検査院之ヲ検査、確定シ政府ハ其検査報告ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘキモノナリ。

第四節 國債

國債

國家ノ負債ハ之ヲ名ケテ國債ト稱ス。國債ハ政府ノ支拂ニ一時差支ヲ生シ又ハ歳入ニ不足ヲ生スル場合ニ於テ之ヲ起スヲ通常トス。

國債ノ種

國債ハ左ノ如ク之ヲ區別スルコトヲ得ヘシ。

流動國債

(一) 流動國債

流動國債トハ償還期ノ短キ國債ヲ謂フ。大藏省證券ノ發行ニ依リテ募集スル國債及ヒ政府借入金ハ其ノ重ナルモノトス。大藏省證券ハ出納上一時ノ便用ノ爲ニ大藏省ヨリ發行スル證券タルコト既ニ述ヘタルカ如シ。又政府借入金ハ政府ノ支拂ニ差支ヲ生スルニ當リ國債證券ノ發行ニ依ラスシテ銀行ヨリ借入ルルモノトス。

固定國債

(二) 固定國債

固定國債トハ償還期ノ定ナキカ又償還期ノ長キ國債ヲ謂フ。單ニ國債ト稱シ又ハ政府公債ト稱スルモノ是ナリ。爾後國債ト謂ハハ固定國債ヲ指スモノト知ルヘシ。

政府債公證券

國債ハ之ヲ一定ノ金額ニ分チ其金額及ヒ番號ヲ記載シタ

登錄國債

國債募集
ノ方法

ル證書ヲ作りテ之ヲ債權者ニ交付ス。然レトモ債權者ノ請求アルトキハ日本銀行ノ國債登錄簿ニ其債權ヲ登錄シ債權者ニ證書ヲ交付スルコトナシ。國債登錄簿ニ登錄シタル國債ハ之ヲ登錄國債ト名ク。

國債發行
ノ價格

國債ヲ募集スルニ當リテハ發行價格ヲ定ム。所謂發行價格トハ應募者カ公債證書ニ對シテ拂込ムヘキ金額ヲ謂フ。發行價格ハ證書面ノ金額以上若クハ其以下ナルコトアリ。又ハ證書面ノ金額ト同一ナルコトアリ。然レトモ發行價格カ證書面ノ金額ノ以下タルハ通常見ル所ナリ。

國債ノ償
還

國債償還ノ方法ハ抽籤ニ依リ當籤シタル番號ノ國債ノ元

減債基金

國債ノ借
換國債ノ利
害

金ヲ支拂ヒ又ハ政府カ時價ヲ以テ國債ヲ買入レ之ヲ銷却スルニ在リ。

國債ヲ償還スルカ爲ニ政府ハ年々一定ノ資金ヲ積立テ之ヲ運用シテ國債ヲ買入レ既ニ買入レタル國債ノ利子ニ相當スル金額ト積立資金トヲ以テ更ニ國債ヲ買入レ斯クシテ漸次國債ヲ銷却スルコトアリ。是レ即チ所謂減債基金法ナリ。

政府ハ低利ノ國債ヲ募集シテ高利ノ國債ヲ償還スルコトアリ。是レ即チ所謂國債ノ借換ナリ。

政府カ猥ニ國債ヲ募集スルトキハ民間ニ於ケル多額ノ資本ヲ吸收シテ生産事業ノ衰退ヲ來ス恐アリ。然レトモ臨時ノ費用ヲ支辨スルニハ國債ニ依ルヲ便トス。蓋シ急劇ニ租

税ヲ増加スルトキハ國民ヲシテ其負擔ニ堪ヘサシムル
恐アルモ國債ヲ募集シ歲入ノ中ヨリ漸次之ヲ償還スルト
キハ人民ヲシテ負擔ノ重キヲ感セシメサルヲ得ヘケレハ
ナリ。外國債ハ國內ノ資本ヲ吸收シテ生産ヲ妨クルノ虞ナ
シト雖モ通貨ノ増加ヲ來シ爲ニ物價騰貴ノ結果ヲ生スル
恐アリ。

中等教育經濟大要終

k220,3

明治三十六年八月二十六日發行
明治三十八年十一月二十四日訂正六版發行
明治四十二年十月十二日訂正十三版發行
明治四十二年十月十五日訂正十三版發行
明治四十三年二月八日訂正十四版發行
明治四十三年二月十二日訂正十四版發行

經濟大要奧附

定價金六拾錢

著者 仁井田 益太郎

發行者 水野 慶次郎

印刷者 高 塚 慶 次

印刷所 三協印刷株式會社



發行所

東京市日本橋區通油町
(振替口座第三三四二番)

水野書店

233

62

